

延岡市人権教育・啓発推進方針

改定版

令和3年(2021年)3月

延岡市

はじめに

本市では、人権の尊重に関する施策を市政の重要課題の一つとして市の施策の基本指針となる「延岡市長期総合計画」に位置付け、「人権教育のための国連10年」延岡市行動計画（平成13年2月策定）や、延岡市人権教育啓発推進方針（平成22年3月策定）に基づいた継続的な取組を進めてきています。

しかしながら、これまで3回（平成20年、平成26年、令和元年）実施した「人権に関する市民意識調査」の結果などから、部落差別をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、性的少数者など様々な人権問題に対する理解や認識について一定の成果は見られるものの、全ての差別が解消されているとは言えない状況です。さらに、世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う人権問題が指摘されるなど、人権問題はより複雑・多様化してきており、その対応が求められるところです。

こうした中、平成28年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」や「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」など、人権問題の解決に向けた法律が相次いで施行された一方、東京オリンピック・パラリンピックの開催を控えていることなどから、各種人権問題に関する啓発活動も活発化してきています。

このような状況を踏まえ、本市では、人権施策の基本理念や市の責務、推進方針の策定等を規定した「延岡市すべての市民の人権が尊重されるまちづくり条例」を令和元年に施行し、この度、この条例に基づいて、人権施策の新たな基本指針となる「延岡市人権教育・啓発推進方針改定版」を策定しました。

今後とも、あらゆる差別の解消と人権が尊重されるまちづくりを目指して、行政はもとより、市民、事業所・関係団体、関係機関等がともに連携・協働し、これまでの取組を継続、深化させながら、新たな推進方針に基づいた人権教育・啓発の推進に取り組んで参りたいと考えておりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、策定にあたり、熱心に議論を重ねていただきました延岡市人権教育・啓発推進懇話会の委員の皆様、並びに貴重なご意見・ご提言をいただきました市民の皆様に、心から感謝を申し上げます。

令和3年3月

延岡市長 読谷山 洋司

==== 目 次 ====

| | | |
|---|-----------|-------------------|
| 第1章 推進方針改定の背景と基本的な考え方 | 1 | |
| 1. 推進方針改定の背景 | 1 | |
| (1) 国際社会の動向 | 1 | |
| (2) 国・県の動向 | 1 | |
| (3) 本市の取組の経緯 | 3 | |
| 2. 市民の人権意識 | 5 | |
| (1) 「人権に関する市民意識調査」の概要 | 5 | |
| (2) 調査結果の主な特徴 | 5 | |
| 3. 推進方針改定の基本的な考え方 | 12 | |
| (1) 人権尊重の基本理念 | 12 | |
| (2) 人権教育・啓発の推進に関する基本理念 | 12 | |
| (3) 推進方針の性格 | 13 | |
| 第2章 人権施策の推進方向 | 14 | |
| 1. あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進 | 14 | |
| (1) 就学前教育・家庭教育 | 14 | |
| (2) 学校教育 | 16 | |
| (3) 地域 | 16 | |
| (4) 事業所・各種団体 | 17 | |
| (5) 特定の職業に従事する者 | 18 | |
| 2. 人権教育・啓発の効果的な推進 | 20 | |
| (1) 学習の場の提供 | 20 | |
| (2) 学習内容の充実 | 20 | |
| (3) 人材の養成・確保 | 20 | |
| (4) 教材の整備 | 21 | |
| (5) 情報提供の充実・強化 | 21 | |
| 3. 相談・支援・権利擁護の充実 | 22 | |
| 第3章 人権課題の現状と施策の方向性 | 23 | |
| 1. 女性に関する人権問題 | 23 | |
| 2. 子どもに関する人権問題 | 26 | |
| 3. 高齢者に関する人権問題 | 29 | |
| 4. 障がいのある人に関する人権問題 | 32 | |
| 5. 同和問題（部落差別） | 35 | |
| 6. 外国人に関する人権問題 | 38 | |
| 7. HIV感染症・ハンセン病・新型コロナウイルス感染症などに関する人権問題 .. | 40 | |
| 8. インターネットによる人権侵害の問題 | 43 | |
| 9. 犯罪被害者等に関する人権問題 | 46 | |
| 10. 性的少数者に関する人権問題 | 48 | |
| 11. その他の人権問題 | 50 | |
| 第4章 推進体制等の充実 | 51 | |
| 1. 全庁的な推進体制 | 51 | |
| 2. 関係機関、事業所・各種団体との連携、協力 | 51 | |
| 3. 進行管理と推進方針の見直し | 51 | |
| 用語解説 | 52 | |
| 参考資料 | 57 | |
| ・世界人権宣言 | ・日本国憲法（抄） | ・人権教育及び人権啓発に関する法律 |
| ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 | | |
| ・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 | | |
| ・部落差別の解消の推進に関する法律 | | |
| ・延岡市すべての市民の人権が尊重されるまちづくり条例 | | |
| ・延岡市人権教育・啓発推進方針改定版の策定体制 | | |
| ・延岡市人権教育・啓発推進懇話会規則、懇話会委員名簿 | | |

第1章 推進方針改定の背景と基本的な考え方

1. 推進方針改定の背景

(1) 国際社会の動向

20世紀は、科学技術や産業のめざましい発展により、人々の生活を豊かにした一方、自然環境の破壊や民族間紛争など多くの課題を残しました。特に、二度の世界大戦を経験して、人権の尊重こそが平和の基礎であるという教訓を得ました。

第二次世界大戦後、平和の維持と人権及び基本的自由を尊重するため、昭和20年（1945年）に国際連合が結成され、昭和23年（1948年）の第3回国連総会において、「世界人権宣言^{*1}」が採択されました。この「世界人権宣言」は、国際的な人権保障の理念と基準を示し、世界中の全ての人々の人権が等しく保障されなければならないことを歴史上初めて公的に明らかにした画期的な意義を持つものです。

その後、国連では、「国際婦人年」、「国際障害者年」などの制定や国際人権規約をはじめ、「人種差別撤廃条約」、「女性差別撤廃条約」、「子どもの権利条約」など、人権関連条約や宣言を決議し、平和と人権を確立するための取組が進められてきました。

また、平成5年（1993年）には、ウィーンにおいて世界人権会議が開催され、「現代社会の諸問題の解決には人権意識の徹底と人権教育が不可欠であること」が確認されました。そして、平成6年（1994年）の第49回国連総会において、平成7年（1995年）から16年（2004年）までを「人権教育のための国連10年」とすることが決議され、行動計画が提起されました。

更に、平成16年（2004年）の第59回国連総会において、「人権教育のための国連10年」を継承し、初等・中等教育に重点をおいた「人権教育のための世界プログラム」が採択され、平成17年（2005年）から実施されています。

また、平成27年（2015年）の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた「持続可能な開発目標（SDGs）」は、平成28年（2016年）に正式発効し、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、目標達成に向けた取組が進められています。

(2) 国・県の動向

我が国においては、昭和21年（1946年）に基本的人権の尊重を基本理念の一つとする「日本国憲法^{*2}」が公布されました。昭和31年（1956年）に国連に加

盟したことを契機に、人権諸条約の締結とそれらの趣旨を踏まえた国内法の整備、また、数多くの国際年に取り組むとともに、「人種差別撤廃条約」、「女性差別撤廃条約」、「子どもの権利条約」を批准するなど、国際的な潮流を踏まえつつ、人権に関する諸制度の整備や施策の推進が図られてきています。

平成7年(1995年)に内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年」推進本部を設置し、平成9年(1997年)には「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を策定し、人権教育・啓発に関する取組を始めました。

とりわけ、我が国固有の人権問題である同和問題(部落差別)について、昭和40年(1965年)の同和对策審議会の答申を受け、昭和44年(1969年)に「同和对策事業特別措置法」を制定し、これにより、生活環境の整備など諸施策が図られました。その後、平成8年(1996年)に地域改善対策協議会から早期解決に向けた基本的方策の在り方についての意見具申を受け、平成9年(1997年)に「人権擁護施策推進法」が5年間の時限立法として施行されました。同法に基づき設置された人権擁護推進審議会において、「人権教育・啓発に関する施策」及び「人権救済に関する施策」についての審議が行われました。

これらの状況を踏まえ、平成12年(2000年)12月に、国、地方公共団体、国民の責務が明記された、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律^{*3}」(以下「人権教育・啓発推進法」という。)が施行され、国は、この法律に基づき、平成14年(2002年)に「人権教育及び人権啓発に関する基本計画」を策定し、人権政策の推進を図っています。

更に、個別の人権問題についても、子ども、高齢者、障がいのある人に対する虐待防止のための法律をはじめ、「障害者権利条約」の批准に向けた「障害者基本法」の改正や「いじめ防止対策推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(以下「子どもの貧困対策法」という。)が施行されたほか、平成28年(2016年)には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という。)、 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(以下「ヘイトスピーチ解消法」という。)、 「部落差別の解消の推進に関する法律」(以下「部落差別解消推進法」という。)が相次いで施行されるなど、新たな制度や枠組の整備が進んでいます。

宮崎県においても、平成9年(1997年)12月に「人権教育のための国連10年」宮崎県推進本部を設置し、平成11年(1999年)2月には人権尊重意識の確立と人権文化を構築するため、行動計画を策定しました。更に、平成17年(2005年)1月には国連10年県行動計画を継承し、「人権教育・啓発推進法」の趣旨を踏まえ、人権教育・啓発の施策推進の方向性を示す「宮崎県人権教育・啓発推進

方針」を策定しました。その後、人権を取り巻く社会情勢の変化に対応するために、平成26年（2014年）に「宮崎県人権教育・啓発推進方針」を改定しています。

(3) 本市の取組の経緯

ア. 推進方針の策定

本市においては、これまでも人権の尊重を市政の重要施策として「延岡市長期総合計画」に位置付けるなどして、継続的な取組を進めてきました。

昭和51年（1976年）に、同和問題（部落差別）に関する本市からの「地域指定申請」を総理府（現在の「内閣府」）が受理し、昭和52年（1977年）に市の人権施策の担当部署となる「同和对策室」（現在の「人権推進課」）が設置され、まずは同和問題（部落差別）に関する生活環境の整備や教育・啓発事業に取り組んできました。その後、平成8年（1996年）9月議会において、「部落差別をはじめとしたいっさいの差別をなくす議会決議」が採択されました。

更に、平成11年（1999年）12月には、国・県の動向を受けて、市長を本部長とした「人権教育のための国連10年」延岡市推進本部を設置し、平成13年（2001年）2月には、市民が主体的にあらゆる場を通じて人権教育・啓発を推進することを目指した「人権教育のための国連10年」延岡市行動計画（以下「延岡市行動計画」という。）を策定し、計画的、継続的な取組を進めてきました。

しかしながら、同和問題（部落差別）をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者等に関する人権問題、また、誤った知識や偏見に基づく差別意識など多くの課題が残されており、更なる取組が必要であることから、「延岡市行動計画」を継承するとともに、「人権教育・啓発推進法」に基づいて平成22年（2010年）3月に「延岡市人権教育・啓発推進方針」（以下「推進方針」という。）を策定しました。

イ. 推進方針の改定

「推進方針」策定後は、その基本方針に基づき様々な人権問題の解決と人権が尊重される社会の実現を目指して、行政はもとより、市民、事業所・各種団体（人権関係団体、社会教育関係団体、NPO^{※4}法人等をいう。以下同じ。）、関係機関等がともに連携・協働しながら、総合的かつ効果的な人権教育・啓発に関する施策を推進してきました。

令和元年（2019年）に実施した「人権に関する市民意識調査」では、人権侵害を受けたことがあると回答した人の割合が、過去2回の調査と比較すると改善傾向はあるものの全体の2割を超えており、また、市が実施する人権問題

の研修会や講演会等に8割の人が参加したことがないと回答するなど、継続的な取組が必要な状況となっています。

併せて、「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」など、人権問題に関し国や地方公共団体の責務等が規定された法律が相次いで施行されたことなどを踏まえ、本市においても、あらゆる差別の解消と人権が尊重されるまちづくりに向けた市の理念を明確化し、人権施策の更なる推進を図るため、令和元年（2019年）10月に「延岡市すべての市民の人権が尊重されるまちづくり条例」を施行しました。

今回の改定は、「人権教育・啓発推進法」はもとより、新たに制定した条例に基づいて、これまでの成果や課題を踏まえ、延岡市人権教育・啓発推進懇話会や「人権に関する市民意識調査」、パブリックコメント等による意見を反映させながら、これまでの「推進方針」を継承・発展させる形で、今後の人権施策の在り方を示すものです。

2. 市民の人権意識

(1) 「人権に関する市民意識調査」の概要

「推進方針」の改定に向け、令和元年（2019年）に本市では3回目となる「人権に関する市民意識調査」を実施しました。

調査の対象は、延岡市に居住する18歳以上の男女各1,000人、計2,000人で、今回の調査から、対象年齢を18歳以上（前回、前々回は20歳以上）としています。調査の内容は、「人権侵害」「女性」「子ども」「高齢者」「障がいのある人」「同和問題（部落差別）」「外国人」「HIV感染者、ハンセン病患者等」「インターネットによる人権侵害」「犯罪被害者」「性的少数者」「人権全般、啓発活動」に関する質問で、12項目、全42問となっています。

なお、2,000人のうち、675人から回答があり、有効回収率は33.75%でした。

(2) 調査結果の主な特徴

令和元年（2019年）に実施した「人権に関する市民意識調査」の主な特徴は次のとおりです。これまでの調査と比較するに当たって、令和元年（2019年）に実施した調査を「今回」、平成26年（2014年）に実施した調査を「前回」、平成20年（2008年）に実施した調査を「前々回」と標記しています。

なお、割合の標記のみの場合は、「今回」の調査結果の内容を示します。

ア. 人権侵害について

自分の人権が侵害された経験について、25.6%の人が「人権侵害を受けたことがある」と回答しており、前回（27.5%）、前々回（36.6%）より減少しています。

人権侵害を受けたときの対応については、「黙ってがまんした」と回答した人の割合が66.5%となっており、前回（63.8%）・前々回（66.3%）と同水準で推移しています。また、法務局や警察署、市役所などの公的機関や弁護士などの専門家へ相談した人よりも、友人、知人、家族など身近な人に相談する割合が高い傾向になっています。

このような状況から、人権侵害は解消されていないことがわかります。

イ. 分野別課題について

(7) 女性に関する人権問題

女性に不利益感を持つ人は、今回・前回では「家庭」「職場」「地域」の順で割合が高くなっています。前々回の調査で不利益感が最も高い割合（46.5%）だったのは「職場」でしたが、今回の調査（34.4%）では12.1ポイント低くな

っています。依然として「職場」において3割を超える人が女性に不利益感を持っていますが、徐々に改善が進んでいると考えられます。一方「家庭」については、今回の調査で不利益感を持つ人は43.4%となっており、前回(44.5%)、前々回(45.8%)と同水準で推移しています。

また、「人権上、特に問題がある」ことについては、「育児、家事、介護などを男女が共同して行う社会の仕組みが整っていない」(49.8%)が前回(49.4%)、前々回(54.1%)と同様に最も割合が高くなっています。

(イ) 子どもに関する人権問題

子どもの人権について、「十分守られている」「まあまあ守られている」と思っている人は、今回の調査では「家庭」で66.1%、「学校」で48.2%となっていますが、前回(「家庭」69.9%、「学校」54.4%)、前々回(「家庭」74.1%、「学校」59.5%)と比較するとそれぞれ減少傾向になっています。

また、「人権上、特に問題がある」ことについて、「子ども同士による暴力や仲間はずれ、無視などのいじめ」(53.5%：前回50.1%、前々回52.4%)、「保護者が身体的、心理的に虐待する、養育を放棄する」(52.6%：前回51.0%、前々回52.3%)、「保護者が子どもに対して、しつけと称して体罰を与える」(50.5%：前回31.5%、前々回21.7% *前回、前々回の設問「言うことを聞かない子どもに体罰を与える」)の上位3項目が過半数となっており、前回・前々回と比較しても高い割合で推移しています。

一方、子どもを差別や虐待から守り、人権が尊重されるために特に必要なことは、「学校でいじめ、暴力行為、不登校、体罰防止などに対する取組や教師の研修を充実する」(55.7%)、「子ども自身が安心して話ができる相談体制づくりを充実する」(51.3%)の上位2項目が過半数となっています。

(ウ) 高齢者に関する人権問題

高齢者がおかれている状況について、「尊敬されている」「まあ尊敬されている」と感じている人は、「家庭」で63.7%、「社会全体」では49.8%となり、前々回(「家庭」57.2%、「社会全体」39.9%)からは割合が高くなっています。

また、「人権上、特に問題がある」こととして、「悪徳商法や振り込め詐欺などの被害者が多い」(48.1%：前回58.2%、前々回59.3%)、「ひとり暮らし、閉じこもり、寝たきり等への不安や不便がある」(42.8%：前回47.4%、前々回54.2%)

「経済的な自立が難しい」(35.3%：前回40.1%、前々回49.5%)が上位3項目になっていますが、前回、前々回からは割合が低くなっています。その一方で「認知症についての理解が不十分である」(34.7%)などの割合も高くなっています。

一方、高齢者を差別や虐待から守り、人権が尊重されるために特に必要なことは、「高齢者に対する見守り活動など、地域で高齢者を支えていく仕組みを強化する」(49.8%)「高齢者に対する詐欺や悪徳商法等の未然防止活動や犯罪等の取締りを強化する」(47.4%)の順で割合が高くなっています。

(イ) 障がいのある人に関する人権問題

障がいのある人のおかれている状況について、人権が「保障されている」「まあ保障されている」と思っている人は、「法律や制度」上では57.9%、また「日常生活」では52.3%と前回（「法律や制度」59.6%、「日常生活」53.4%）・前々回（「法律や制度」57.6%、「日常生活」54.0%）と同様過半数以上の人が保障されていると思っています。

障がいのある人が「人権上、特に問題がある」ことについては、「働く場所や働く機会が少ない」が最も高い割合（50.8%）でしたが、前々回（64.4%）からは13.6ポイント割合が低くなっています。また、「障がいのある人に対する人々の理解が不十分である」（45.2%：前回49.3%、前々回50.8%）、「障がいがある人が暮らしやすい街づくりが進んでいない」（44.6%：前回45.0%、前々回50.4%）*前回、前々回の設問「階段や道路段差など外出先での不便が多い」などの上位項目について、減少傾向にあるものの高い割合が続いています。

一方、障がいのある人を差別や虐待から守り、人権が尊重されるために特に必要なことは、「障がいのある人に対する偏見や差別を解消し、障がいのある人の自立と社会参加を目指した啓発を充実する」（53.3%）「学校で障がいのある人に対する理解を深める教育を推進する」（48.6%）の順で割合が高くなっています。

(オ) 同和問題（部落差別）

同和問題（部落差別）について、「知っている」「聞いたことがある」と回答した人の割合（80.7%）は約8割で、前回（79.9%）、前々回（86.6%）と比較すると減少傾向にある一方、「知らない」と回答した人の割合（17.9%）が前回（16.5%）、前々回（12.1%）と比較すると増加傾向にあります。年代別では、18歳から20歳代について「知っている」「聞いたことがある」と回答（69.8%）した人が7割を切っており認知度が低くなっています。

初めて知った時期については、「6歳～12歳未満（小学校時代）」（25.7%）が最も割合が高く、次いで前回最も割合の高かった「20歳以上」（24.0%）、「12歳～15歳未満（中学校時代）」（19.4%）となっています。また、同和問題（部落差別）を知る機会については、「18歳～20歳代」から「50歳代」まで（前回は「20歳代」～「40歳代」）は「学校の授業で聞いた」の割合が最も高く、「60歳

代」(前回は「50歳代」以上)は「テレビ、ラジオ、新聞、本など」、「70歳以上」は「家族から聞いた」の割合が最も高くなっています。特に、18歳から40歳代までは、小学校・中学校時代にはじめて知った人(18歳から20歳代:77.6%、30歳代:70.4%、40歳代:72.5%)、学校の授業で聞いた人(18歳から20歳代:83.3%、30歳代:75.0%、40歳代:69.6%)の割合がほぼ7割を超えています。その反面、研修会や講演会で知った人(18歳~20歳代:0.0%、30歳代:15.9%、40歳代:11.6%)の割合が低くなっており、学校における人権・同和教育と、地域・職場などでの社会教育・啓発を有機的に結び付けることが課題となっています。

また、「同和地区」(被差別部落地区)などとして、差別を受けてきた地区ができた理由は、「同和地区は、歴史的過程で形づくられた」と回答する人が50.6%で最も割合が高く、次いで「わからない」(14.9%)、「職業上の理由から」(12.8%)となっています。

同和問題(部落差別)について、どのような人権問題が起きているかという認識として、「わからない」と回答した人の割合(44.7%)が最も多く、前回(48.0%)よりも減少していますが4割を超えています。次いで「結婚問題で周囲の反対を受ける」(37.9%)、「就職や職場で不利な扱いを受ける」(24.1%)となっています。

「仮に日頃から親しく付き合っている隣近所の人が、同和地区出身とわかった」場合の対応について「これまでどおり親しく付き合う」と回答した人の割合が6割以上(63.0%)を占め、前回(60.4%)、前々回(58.3%)よりも増加傾向にあります。「仮に子どもの結婚しようとする相手が同和地区の人である」とわかった場合の対応については、「子どもの意思を尊重し、親として支援する」と回答した人の割合(37.3%)が最も高く、前回(26.5%)、前々回(26.9%)よりも約10ポイント増加しています。また、「子どもの意思に任せる」と回答した人の割合(32.6%)とあわせると子どもの結婚を容認する回答の割合が69.9%となり、前々回(61.2%)からは、約9ポイント増加しています。

同和問題(部落差別)の解決に向けた取組については、「同和問題が正しく理解されるよう、教育・啓発活動に力を入れる」(54.5%)、「同和問題に対する誤った認識の原因となる「えせ同和行為^{*5}」を排除する」(32.0%)の順で割合が高くなっています。

(カ) 外国人に関する人権問題

外国人に関することで、「人権上、特に問題がある」ことについて、今回の調査では、「言葉、生活習慣、文化などの違いから地域社会に受け入れられに

くい」と回答した人の割合（35.6%）が前回（30.9%）、前々回（41.1%）と同様最も割合が高くなっています。一方で、「わからない」と回答した人の割合（30.1%：前回25.6%、前々回20.1%）が増加傾向にあり、また、「病院や公共施設などに外国語の表示が少ない」（25.9%：前回22.1%、前々回27.4%）、「就職や仕事の内容、待遇などで不利な扱いを受ける」（21.5%：前回13.8%、前々回20.5%）と回答した人の割合も同様の水準で推移しています。

(キ) HIV感染者・ハンセン病患者等に関する人権問題

HIV感染者やハンセン病患者・元患者の人権について、「人権上、特に問題がある」ことについて、「就職や職場で不利な扱いを受ける」と回答した人の割合（39.9%：前回32.5%、前々回39.8%）が最も高く、前々回から見ると同様の水準で推移しています。一方で、「わからない」と回答した人の割合（37.8%：前回39.6%、前々回27.6%）が前々回から見ると増加傾向にあり、また、「悪い噂や個人情報が他人に伝えられるなどプライバシーが守られない」（32.1%：前回32.4%、前々回39.4%）、「結婚を断られたり、離婚を迫られる」（31.0%：前回29.4%、前々回35.7%）などの上位項目も同様の水準で推移しています。

(ク) インターネットによる人権侵害の問題

インターネットを利用する上で、人権上問題になることについて、「他人の悪口や差別を助長するなど、人権を侵害する情報が掲載される」と回答した人の割合（65.6%）が、前回（58.8%）、前々回（65.6%）と同様に最も高く、併せて、今回新たに選択項目とした「プライバシーに関する情報や写真が無断で掲載されており、一旦拡散してしまうと削除が困難である」（57.3%）、「出会い系サイトなど犯罪を誘い起こす場となっている」（53.6%：前回55.7%、前々回65.5%）と回答した人の割合が5割を超えています。

(ケ) 犯罪被害者に関する人権問題

犯罪被害者の人権については、「人権上、特に問題がある」ことについて、「マスコミの過度な取材、報道によりプライバシーの侵害を受ける」と回答した人の割合（64.6%）が最も高く、前回（64.6%）、前々回（71.6%）と同様に高い割合となっています。そのほか、「周囲から無責任なうわさ話をされる」（43.6%：前回47.7%、前々回48.0%）、「被害者に対する被害補償が十分でない」（42.7%：前回40.9%、前々回50.5%）と回答する人が4割を超え、同様の水準で推移しています。

(ロ) 性的少数者に関する人権問題

性的指向（同性愛や両性愛など）に関し、人権上問題があることについては、「周囲の理解が足りない」（43.3%）が最も割合が高く、次いで、「差別的言動を受ける」（35.6%）、「わからない」（35.3%）となっています。

性自認（トランスジェンダーなど）に関し、人権上問題があることについては、「周囲の理解が足りない」（40.9%）が最も割合が高く、次いで、「わからない」（39.0%）、「トイレや更衣室が使いにくい」（35.3%）となっています。

※ 前は、性的少数者に関して一つの質問項目でしたが、今回は「性的指向」と「性自認」についてそれぞれ質問項目を設定しています。（前々回は質問項目がありませんでした。）

ウ. 人権全般・啓発活動について

人権全般・啓発活動に関する特徴は次のとおりです。

① 関心のある人権問題については、「子どもの人権」と回答した人の割合（57.0%）が、前回（55.0%）、前々回（53.2%）同様に最も高く、次に割合の高かった「インターネットによる人権侵害」（34.1%）は、前回（24.2%）から約10ポイント増加しています。次いで「障がいのある人の人権」（28.6%）、「高齢者の人権」（28.1%）となっています。

② 人権問題に関する研修会などへの参加状況については、「参加したことがない」と回答した人の割合（80.7%）が前回（74.4%）、前々回（75.6%）よりも増加しています。職業別では、「公務員」（52.2%）、「教職員」（25.0%）を除いた「自営業」、「事業所従業員」、「福祉・医療・保健関係者」、「主に家事に従事」、「学生」で、年代別では、「70歳以上」（75.5%）以外の全ての年代で「参加したことがない」と回答している人が8割を超えています。また、「参加したことがない」理由としては、約5割の人が「研修会や講演会が開かれることを知らなかった」（50.1%）と回答しており、前回（50.9%）、前々回（53.7%）同様に最も多くなっています。

研修に参加した人の印象では、「人権の大切さがわかった」と回答した人の割合（33.9%）が最も多くなっていますが、前回、前々回最も割合の高かった「偏見や差別をなくそうという気持ちが強まった」と回答した人の割合（28.7%）が前回（38.3%）、前々回（40.7%）から約10ポイント減少しています。

③ 差別問題に対する意識についての問いに対して、約9割の人が「どんな理由があっても差別はいけない」（90.1%）、8割近くの人が「人権は一部の人の問題ではなく、全て市民の問題である」（78.7%）と思っています。また、5割以上の人が「差別は差別する人（側）に原因がある」（53.2%）、約3割

の人が「どちらともいえない」(30.8%) と思っています。

- ④ 人権を尊重する意識を高めるための啓発手法としては、「テレビ・ラジオを通じた啓発を行う」(53.6%) が最も割合が高く、次いで「新聞・雑誌を通じた啓発を行う」(36.6%)、「県や市町村の広報誌等を通じた啓発を行う」(33.3%) となっています。
- ⑤ 人権が尊重されるまちづくりの実現に向けた取組について、「学校における人権教育を充実させる」と回答した人の割合(64.9%) が最も高く、次いで、「教職員、福祉・医療・保健関係従事者、公務員などの人権意識の向上をはかる」(47.4%)、「企業内の人権意識の向上をはかる」(34.2%) となっています。

今後、このような調査結果の主な特徴からみられる市民の人権意識を踏まえながら、具体的な施策の展開が必要になってきます。

3. 推進方針改定の基本的な考え方

本市では、「第6次延岡市長期総合計画」において「市民力・地域力・都市力が躍動するまちのべおか」を都市像として掲げ、市民力・地域力・都市力を展開しながら、様々な分野で市民協働によるまちづくりを進めてきています。

本市における人権施策については、「推進方針」に基づきながら、様々な分野で市民との協働を図り、市民一人ひとりがあらゆる場において人権教育・啓発に参画し、それぞれの日常生活において、様々な人権問題を自らの問題として考え、行動することで、あらゆる差別の解消を図り、市民一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを目指します。

(1) 人権尊重の基本理念

人権とは、全ての人々が人間の尊厳に基づき生まれながらに持っている固有の権利であり、社会を構成する全ての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。

この理念は、基本的人権を保障した日本国憲法や世界人権宣言によって明文化されており、本市においては、このような理念に基づき「延岡市すべての市民の人権が尊重されるまちづくり条例」を制定しています。

人権が尊重される社会の実現のためには、市民一人ひとりが互いに人権の意義と人権尊重の重要性について、理性と感性の両面から理解を深めるとともに、自分の人権と同じように他人の人権も尊重することが求められています。

様々な人権問題を一人ひとりが自分自身の課題として捉え、お互いの基本的人権を尊重しあい、自らも人権意識を高め、あらゆる差別の解消を図り、市民一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを目指します。

(2) 人権教育・啓発の推進に関する基本理念

市民一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを推進していくには、人権教育・啓発の推進がその主要な柱となります。

「人権教育・啓発推進法」において、第2条に「人権教育」とは「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」、「人権啓発」とは「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする啓発活動（人権教育を除く。）」とそれぞれ定義されています。

また、第3条に「人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する

理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない」とあります。

更に、第5条に地方公共団体の責務として、「その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」とあり、第6条では、「国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない」とあります。

このような「人権教育・啓発推進法」の精神に基づき、総合的かつ効果的な人権教育・啓発に取り組むものとします。

(3) 推進方針の性格

「推進方針」は、本市の人権教育・啓発を推進するに当たって、次の性格を持つものとします。

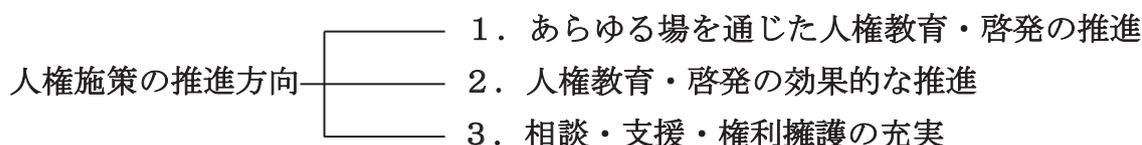
- ① 「人権教育・啓発推進法」及び「延岡市すべての市民の人権が尊重されるまちづくり条例」並びに「第6次延岡市長期総合計画」の趣旨を踏まえた人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するために策定するものです。
- ② 人権問題の現状や課題、施策の方向性などを明らかにし、本市が行う人権教育・啓発の施策推進のための基本指針となるものです。
- ③ 市内の事業所・各種団体、行政機関等で構成され、本市における人権啓発の中核的組織となる延岡市人権啓発推進協議会はもとより、市内の事業所・各種団体及び市民が、「推進方針」の趣旨を踏まえ、それぞれが主体性をもって、人権問題を解決するための自主的な取組を期待するものです。

第2章 人権施策の推進方向

本市では、「延岡市行動計画」や「推進方針」を指針として、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場において、継続的に様々な学習機会の提供や啓発を行うとともに、令和元年（2019年）10月に「延岡市すべての市民の人権が尊重されるまちづくり条例」を施行するなど、市民の人権意識の高揚や人権問題の解決に取り組んできました。

しかし、これまで3回行った「人権に関する市民意識調査」の結果などから、人権問題に対する理解や認識については一定の成果が見られるものの、市民意識に潜在する心理的差別の解消や学習機会への参加状況などについて、まだ多くの課題を残しています。

今後、人権施策を推進するに当たっては、これらの課題を含め、様々な人権問題の解決に向け、市民が日常の生活や活動の中で主体的な取組ができる環境づくりを進める必要があります。そのため、引き続き関係機関・団体などと連携・協力し、体系的、計画的な学習機会の提供や啓発に努めるとともに、人権擁護のための相談体制の充実などについてもより一層推進していくことが求められています。



1. あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

市民が社会の一員として、互いに認め合い大切にすることを育むなど、豊かな人権感覚を身に付けることに努め、一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するため、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場において、体系的かつ計画的な人権教育・啓発を推進します。

更に、市職員をはじめ学校教職員、福祉・医療・保健関係職員など、特に人権に関わりの深い職域での人権教育・啓発の充実・強化を図ります。

(1) 就学前教育・家庭教育

幼児期は、人格形成に最も重要な時期であり、幼児の発達に応じた教育が必要です。認定こども園や幼稚園、保育所は、乳幼児が家族以外の人と集団生活をおくる初めての場であり、人間形成の基礎を培う重要な時期でもあります。園生活では、いろいろな遊びや人とのふれあいを通して、一人ひとりの違いや

自分のこと、相手のことを大切にす豊かな心を育てるための教育・保育が求められます。

一方、家庭は、全ての教育の出発点であり、家族とのふれあいを通じ、豊かな情操や互いに思いあう思いやりの心、生命を大切にす心、善悪の判断、生活習慣やマナーを身に付けるなど、幼児期教育において重要な役割を担っていることから、認定こども園や幼稚園、保育所では積極的に家庭と連携を図り、乳幼児の生活・環境について適切な指導助言を行うことも重要になってきます。そのため、教育・保育に携さわる全ての人が、人権感覚を身に付けることが必要です。

近年、少子化・核家族化といった家庭環境の変化などに伴い、子どもへの過保護や過干渉、放任といった状況が見られ、家庭における教育機能の低下が指摘されているほか、家庭の在り方も多様になってきています。また、家庭内における人権問題として指摘されている、子どもへの虐待、高齢者への介護放棄、配偶者等によるドメスティック・バイオレンス（DV）^{*6}などが生じることがないように、お互いが相手を尊重し、助け合うことなどの意識を醸成していくことが必要です。

そのため、次のような施策の推進を図ります。

- ① 乳幼児期から思いやりの心、感謝の心などが育成されるよう就学前の家庭教育学級等の充実や「家庭の日^{*7}」等の周知・啓発を図り家族が触れ合う機会づくりに努めます。
- ② 幼児の発達に応じ、人権教育を含めた豊かな想像力、思考力等を養う幼児教育に努めるとともに、認定こども園や幼稚園、保育所・小学校が連携して子どもの人権教育が実践できる体制づくりに努めます。
- ③ 認定こども園や幼稚園、保育所の園庭開放、講座・講演会等の開催や情報提供などの子育て支援と相談機能の充実に努めます。
- ④ 乳幼児虐待防止のため、地域の民生委員・児童委員をはじめ乳幼児に関わる全ての関係機関との連携を図り、情報交換と早期発見・早期対応に努めます。
- ⑤ 子育て世代や男性を対象とした料理・介護教室の開催や研修、情報の提供を通し、家庭での固定的役割分担意識の解消など男女共同参画の理念の普及を図ります。
- ⑥ 日常生活を通じて、大人自身が偏見を持たず差別をしないことなどを子どもに示していくことが重要であることから、大人も子どもも共に人権感覚が身に付くような家庭教育に関する学習機会の充実に努めます。
- ⑦ 子育てなどについての不安や悩みに関する相談体制の充実に努めます。

- ⑧ かけがえのない生命や身体、家族を大切にできる心や習慣が持てるよう、家庭で思いやりや助け合いの気持ちなど豊かな人間性を育む家庭教育の支援に努めます。

(2) 学校教育

学校においては、子どもたちが人間形成の基礎を確立していく上で、重要な時期にあることから、子どもたちに思いやりの心を育むとともに、人権教育の課題を的確に把握し、人権教育の視点に立った教育活動を教育課程に意図的に位置づけ、学校生活のあらゆる場面で、児童生徒の発達段階に応じた人権教育を行う必要があります。

本市は、「延岡市学校人権・同和教育推進実行委員会」を通して幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校などでの人権・同和教育研修会を実施するなど一貫した研修体制の充実を図ってきています。また、学習指導等支援教員^{※8}を配置するとともに、関係機関や団体、延岡地区同和教育研究協議会^{※9}とも連携し、各学校の人権・同和教育の充実に努めています。

今後、これまでの成果を生かしながら、教育実践を中心とする人権教育を通して、幼児、児童、生徒が人権の重要性を認識し、真に差別をなくしていく意思と実践力を身に付けることが必要です。

そのため、次のような施策の推進を図ります。

- ① 学校においては、教職員の人権感覚を高め、人権教育の指導内容や方法等の充実、改善を図るための研修を進めるなど、教職員の指導力の向上に努めます。
- ② 各種研修会で幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校などの職員相互の交流を図り、連携を深めながら、幼児期からの系統的な教育に努めます。
- ③ 人権についての基本的認識を深めるため、教職員の研修体制を充実します。
- ④ 各家庭において、認定こども園・幼稚園・保育所・学校など現場での人権教育が正しく反映され効果として現れるよう、人権に関する研修会等の開催や学習について学校等とPTA・保護者会との連携に努めます。

(3) 地域

地域における人権教育は、生涯学習の視点から主に社会教育の場で行ってまいりました。その社会教育における人権教育は、人間の尊厳、人権尊重を基調に社会に根強く残る不合理な差別をなくすため、人権セミナーをはじめ様々な

学級・講座、社会教育関係団体、グループ等の研修などの事業に取り組んできています。

また、学校関係教職員や市職員等で組織する延岡地区人権・同和教育推進委員会において、延岡地区人権・同和教育研究大会や人権作品展等の開催等にも努めてきています。

「いつでも、どこでも、自由に学ぶ」を理念とした生涯学習を推進していくには、学校や家庭だけでなく地域における学習活動を強化させることが必要です。

今後とも、市民の人権問題に対する正しい理解と認識を深める学習を通して、人権が尊重される地域社会を築いていく必要があります。

そのため、次のような施策の推進を図ります。

- ① 自治公民館をはじめ社会教育施設等において実施している学級・講座、研修会、また、延岡市社会福祉協議会、市内22か所の地区社会福祉協議会の活動等において、人権意識の高揚を図るための学習に積極的に取り組むように努めます。
- ② 延岡地区人権・同和教育推進委員会において開催している延岡地区人権・同和教育研究大会や人権作品展等について、一層の充実を図ります。
- ③ 人権教育をより充実させるため、関係機関・団体等と連携しながら、指導者の養成と確保に努めます。
- ④ 青少年団体や女性団体など、地域の誰もが主体的に人権に関する学習に取り組めるように、視聴覚教材や研修資料の整備・提供に努めます。
- ⑤ 教育集会所^{※10}における人権教育推進事業の充実に努めます。

(4) 事業所・各種団体

事業所・各種団体は、社会を構成する一員であり、従業員、取引先、消費者、会員、地域住民など多くの人々と関わって活動をしており、人権問題への積極的な取組が重要視されています。

本市の事業所・各種団体における人権研修は、延岡市人権啓発推進協議会主催による人権啓発推進大会や人権セミナー等の各種研修会への参加促進のほか、自主的な研修への講師派遣等の事業を行っています。そのほか、県や宮崎県人権啓発推進協議会が実施する研修会等への参加を促進するとともに、啓発冊子の提供等の事業を実施しています。

しかし、事業所・各種団体によって取組に大きな差異が見られることから、より多くの事業所・各種団体において人権意識を高めるための人権教育・啓発活動が積極的に推進されるよう支援に努めていくことが必要です。

そのため、次のような施策の推進を図ります。

- ① 延岡市人権啓発推進協議会への加入促進を図り、県をはじめ関係機関等と連携しながら、より効果的な人権教育・啓発を推進します。
- ② 事業所・各種団体内における人権教育・啓発の取組を促進するため、学習内容相談、講師派遣、人権啓発に関する映像資料（DVD）の活用などにより支援を行います。
- ③ 事業所に対して、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下「男女雇用機会均等法」という。）「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」「障害者の雇用の促進等に関する法律」など法制度を周知するとともに、採用に当たっては、差別のない公正な選考・採用が行われるよう啓発に取り組みます。

(5) 特定の職業に従事する者

ア. 市職員等

市職員及び市の施設で働く職員は、日頃から市民の日常生活のあらゆる場面に密接に関わっており、市民の人権を守る立場から、一人ひとりが常に人権尊重の視点に立って業務を行うことが求められています。

このため本市では、管理・監督職員から新規採用職員にいたる職位別研修のほか、市、教育委員会、あるいは延岡市人権啓発推進協議会主催の講演会、研修会はもとより、啓発指導者養成研修にも計画的に職員を派遣しています。

また、通年の研修として、「人権問題啓発研究会」を設置し、毎年の中堅職員を啓発研究員として任命し、様々な人権問題について継続的な研修を実施しています。

今後とも、市職員等が公務員として、きめ細やかで豊かな人権感覚を身に付けるための研修の充実と実施に努めます。

イ. 教職員等

教職員は、幼児、児童、生徒の人間形成に大きな影響を与える立場にあり、子どもの発達段階に即して人権意識を育む大切な役割を担っています。子どもたちの人権意識を高める人権教育を推進するためには、教職員等自らが人権問題に関する理解を深め豊かな人権感覚を身に付けるとともに、人権教育の推進者として必要な知識技術・指導力を身に付けることが重要です。

また、幼児、児童、生徒の人権意識に関する現状や課題を的確に把握するとともに、問題発生時の解決についても実践力を持つことが重要となります。

このため、人権・同和教育研究の成果を取り入れるなど手法の工夫や改善等

により内容の充実を図るとともに、各学校等の実態に応じた効果的な研修の実施に努めます。

ウ. 福祉関係者

福祉事務所職員、高齢者や障がい者等を対象とする福祉施設の職員、介護サービスを提供する職員、保育士や民生委員・児童委員など福祉関係業務に携わる関係者については、相談内容が複雑・多様化する中、専門知識の習得はもとより、特に個人の身上・プライバシーや人権の尊重など、高い人権意識に根ざした実践行動が求められます。

本市では、市などが主催する研修会への参加など、施設職員や福祉関係職員の研修機会の確保に努めていますが、今後ますます、人権感覚が求められていく方向にあることから、各種研修において、人権教育・啓発を推進するとともに、福祉関係事業所が人権研修を積極的に取り組むよう支援します。

エ. 医療・保健関係者

医療・保健関係者は、個人の生活に深い関わりを持ち、患者の生活の質を高める上でも、患者等のプライバシーや個人情報の保護、インフォームド・コンセント^{※11}の徹底や適切な処遇など人権に配慮した対応が求められます。

このため、医師、看護師をはじめとする医療・保健関係者の人権意識の一層の高揚が求められますが、市では、関係団体に人権教育の充実を要望していきます。

オ. 消防関係者

市民の生命、地域の安全を守る消防職・団員は、市民の生活と密接に関連していることから、人権への配慮を重点に置いた消防業務が求められます。

このため、県の消防学校においての人権教育の受講はもとより、市や延岡市人権啓発推進協議会主催の研修会への積極的な参加を促し、消防職・団員の人権意識の高揚に努めます。

2. 人権教育・啓発の効果的な推進

人権教育・啓発の効果的な推進を図るためには、単に知識の伝達にとどめることなく、人権を普遍的な文化として構築すること、すなわち、市民一人ひとりの日常生活に人権尊重に対する理解や行動が根付くことを目指し、人権教育・啓発に関する諸施策を総合的に取り組んでいくことが重要となります。

このため、各関係機関との連携・協力を更に推進するとともに、学習の場の提供や学習内容の充実、人材の養成と確保、教材・学習プログラム等の研究、情報提供の充実・強化などの推進に努めます。

(1) 学習の場の提供

市、教育委員会、延岡市人権啓発推進協議会が行うそれぞれの事業を通して、講演会、講座やセミナーなど学習機会の提供に努めるとともに、実施に当たっては、延岡地区人権・同和教育推進委員会やのべおか男女共同参画会議21などの関係団体とも連携・協力し、市民が参加しやすい学習の場となるよう工夫します。

また、地域における人権教育を推進するため、社会教育センターをはじめ各地区コミュニティセンターや自治公民館を活用し、学習ニーズや地域の実情にあった学級・講座の開設や情報の提供などに努めます。

(2) 学習内容の充実

これまでの「人権に関する市民意識調査」結果によると、人権問題に関する研修会へ参加したことがない人が7割から8割で推移していることから、まず、一人でも多くの市民の参加が得られるよう各種講演会や研修会、イベントなどの内容について工夫や改善を図る必要があります。その上で人権問題を自分自身の問題として身に付けられるような学習内容にしなければなりません。

今後とも、適切な人権課題をテーマとするよう配慮する一方、音楽、映画等の上演・上映や現地体験型学習（フィールドワーク^{※12}）や参加体験型学習（ワークショップ^{※13}）など効果的な手法を取り入れる一方、公益財団法人人権教育啓発推進センターや宮崎県人権啓発センターなどと連携を図りながら、学習内容の充実に努めます。

(3) 人材の養成・確保

市民一人ひとりが人権問題を身近な問題として捉えることができるには、学習の場の提供と学習内容の充実と併せて、適切な教育・啓発を行う指導者が

必要です。

そのため、社会教育指導員^{※14}等のほか、国・県などが行う指導者養成講座等を活用し、職場や地域において指導者として実践を行うことができる新たな指導者の養成、確保に努めます。

また、宮崎県人権啓発センターの講師派遣の制度等の有効活用を図ります。

(4) 教材の整備

人権教育・啓発のために関係機関等で作成・開発された教材については、対象者の知識や習熟度などを考慮して、より適切なものを用い、学習者が理解しやすいものになるよう努めます。

その一環として、延岡市人権啓発推進協議会と連携し、人権啓発DVDライブラリーの整備充実に努めます。

また、学習者が主体的に参加できるように参加体験型研修（ワークショップ）などの学習プログラムの研究を関係機関等と連携して進めていきます。

(5) 情報提供の充実・強化

人権文化を社会に根づかせていくためには、人権問題に関する正確な情報が適切に提供されることが大切です。

そのためには、広報紙やインターネット、FMラジオ、ケーブルテレビ、リーフレット、冊子などを活用し、人権に関する啓発活動を充実・強化するとともに、マスメディアの有効活用に努めるなど、様々な媒体の特性、啓発内容や主な対象者等を踏まえた効果的・効率的な情報提供の取組を推進します。

3. 相談・支援・権利擁護の充実

市民が、人権侵害や差別的な扱い、不当な扱いを受けたときには、相談を行い、適切な助言や必要な支援を受け、自らの権利を行使できるシステムが必要です。このため、本市では、365日市民からの様々な相談に対応できる「なんでも総合相談センター」を設置するなど相談体制の充実に努めているほか、国や県及び各種関係機関などでも、市民からの様々な問題に関する相談窓口を設けています。相談方法については、「なんでも総合相談センター」において、窓口、電話、メールのみならず、令和2年（2020年）5月1日から思春期を含む若者や子育て世代が躊躇なく相談できるようLINEを活用した相談システムを導入しています。

また、高齢者や障がいのある人の権利擁護支援のため、令和元年（2019年）10月に「延岡・西臼杵権利擁護センター」を設置し、支援体制の充実に努めています。

しかし、これまでの「人権に関する市民意識調査」の結果では、自分の人権が侵害されたときの対処の仕方について、市役所や法務局、人権擁護委員、弁護士、警察等の公的な相談窓口よりも友人や同僚、知人などの身近な人に相談する人の割合が多いという結果になっています。

このため、国や県、関係機関・団体と連携し、相談・支援を担当する職員の資質向上を図るとともに、各種相談窓口間の連携等により、躊躇なく相談できる体制づくりに努めます。

また、様々な人権問題に関する相談窓口の広報に努めます。

第3章 人権課題の現状と施策の方向性

様々な人権問題の解決を図るためには、特に重要とされている人権課題について共通の認識を持ち、地域の実情に応じた効果的な施策を展開していく必要があります。

このため、重要な人権課題として、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題（部落差別）、外国人、H I V感染症・ハンセン病・新型コロナウイルス感染症等、インターネットによる人権侵害、犯罪被害者等、性的少数者及びその他の人権問題を掲げ、積極的な取組を進めていきます。

1. 女性に関する人権問題

(1) 現状と課題

我が国では、憲法で基本的人権として男女平等が保障されており、国際的な動きに連動し、昭和60年（1985年）には「男女雇用機会均等法」が成立、国連の「女子差別撤廃条約」を批准するなど、法律や制度の整備が行われてきました。しかしながら、様々な分野で実質的な男女の不平等が残っており、平成11年（1999年）6月に「男女共同参画社会基本法」が制定され、「男女の人権の尊重」「社会における制度または慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際的協調」の五つの基本理念、国や地方公共団体及び国民の責務が明確になりました。

また、官民一体となってワーク・ライフ・バランスの実現に取り組む必要があることから、平成19年（2007年）に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、家庭生活と仕事との両立支援の促進を図る取組が進められています。

平成27年（2015年）には、自らの意志によって働き又は働こうとする女性の活躍を推進し、その結果として男女の人権が尊重され、豊かで活力ある社会を実現することを目的とした「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が公布されました。

更に、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が、平成30年（2018年）に公布されました。

女性やパートナーに対する暴力に関しては、平成12年（2000年）に同一の者に対し、つきまとい等を反復して行うストーカー行為^{*15}等について必要な規制を行う「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が、平成13年（2001年）には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が制定さ

れました。

本市においては、平成12年（2000年）に「男女共同参画都市宣言」を行い、平成16年（2004年）4月には「延岡市男女共同参画推進条例」を施行、同時に「延岡市男女共同参画センター」を開設し、市民団体等と連携しつつ、広報、教育・啓発、相談事業など長期的観点に立った取組を進めています。

しかしながら、延岡市男女共同参画センター相談室には、男性女性に関わらず依然として、男女の不平等感や固定的な性別役割分担意識からくる生きづらさ等の悩み相談や、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV））やセクシュアル・ハラスメント^{※16}等の悩み相談が寄せられています。また、政策・方針決定過程への女性の参画は十分とは言えない状況にあります。男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱を受けることなく、男性も女性も個人として能力を発揮する機会が確保される地域社会づくりが求められています。

(2) 施策の方向性

「男女共同参画社会基本法」や「延岡市男女共同参画推進条例」の理念を正しく理解し、男女が社会の対等な構成員として社会のあらゆる分野に参画し、その個性と能力を発揮し、共に責任を担い社会を支えていく男女共同参画社会の実現を目指すとともに、ドメスティック・バイオレンス（DV）等の被害女性に対する相談・保護・救済対策において、関係機関、団体等と連携しながら体制の整備に取り組むため、次のような施策の推進を図ります。

ア. 男女の人権の尊重

性別や世代を超えた様々な活動を通し、性による差別をなくし、女性に関する問題を単に女性だけの問題ではなく男性を含めた社会問題としての理解が進むよう、教育・啓発の一層の充実を図ります。

また、女性への身体的、性的、心理的な暴力について、被害者の人権を尊重しながら、配偶者等からの暴力の防止対策及び被害者の保護対策を推進します。

イ. 固定的性別役割分担意識の解消

学校、地域、家庭、職域その他の様々な場において、男女平等の意識を高め、「男は仕事、女は家庭」といった男女の固定的な性別による役割分担意識の是正を図るための啓発、広報活動に取り組み、それぞれ個人として尊重される意識・環境づくりを推進します。

ウ. 政策等の立案及び決定への共同参画の推進

各種審議会等委員における女性就任率の一層の向上等を目指し、延岡市男女共同参画推進会議を中心に、関係各課室のより一層の連携を図るとともに、事業者や各種団体等に対しても女性の参画促進を呼びかけます。

また、関係団体と連携し、幅広い分野、年齢層から女性人材の発掘、育成、確保を推進します。

エ. 仕事と家庭の両立支援

「男女雇用機会均等法」、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」、「女性活躍推進法」など関係法令の一層の定着を図りながら、女性の労働環境や労働条件の向上、安心して子どもを生み育てることのできる環境づくりに努めます。また、ワーク・ライフ・バランス^{※17}への取組を推進し、特に男性の家庭、地域活動への参画の促進を図ります。

オ. 女性の健康と福祉の充実

女性がその健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるようにするための健康診査・がん検診、健康教育、健康相談体制を確立するとともに、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等各ライフステージ^{※18}に応じた課題に対応するための適切な体制づくりを行なうことにより、生涯を通じた女性の健康の維持増進を図ります。

2. 子どもに関する人権問題

(1) 現状と課題

子どもの人権については、日本国憲法や昭和22年（1947年）に制定された「児童福祉法」において、子どもの人権の尊重や福祉の保障といった基本理念が示され、昭和26年（1951年）に定められた児童憲章においては、子どもが人として尊ばれ、社会の一員として重んじられることが宣言されています。

また、我が国においては、平成元年（1989年）に国連総会で採択された「児童の権利に関する条約」を平成6年（1994年）に批准、その後、「子どもの最善の利益の考慮」という条約の精神に沿って子どもの権利を擁護するため、平成11年（1999年）に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護に関する法律」を、平成12年（2000年）には「児童虐待の防止等に関する法律」（以下「児童虐待防止法」という。）を制定しました。

本市においては、平成9年（1997年）に「延岡市児童育成計画」を、平成17年（2005年）には「延岡市次世代育成支援行動計画」を策定し、将来の社会を担う子どもを安心して生み育てられる社会、みんなが子育てを支援する社会を目指しています。

しかし、少子化や家族形態、社会経済情勢の変化に伴い、家庭や地域における子育て機能の低下、家族関係の希薄化など、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化し、家庭児童福祉に関する相談も年々増加しており、育児不安の大きい家庭への支援など様々な問題が顕在化しています。

特に児童虐待に関する問題については、平成16年（2004年）の「児童虐待防止法」の改正等を受け、平成19年（2007年）9月に児童相談所などの関係機関と連携した「延岡市要保護児童対策地域協議会」を設置し、要保護児童等の早期発見及び適切な保護や支援に努めています。しかし、生活困窮家庭やひとり親家庭の増加による育児負担、保護者の精神疾患などを要因として、保護者等からの身体的・心理的虐待、養育の拒否・放棄（ネグレクト^{※19}）などの相談は年々増加しています。

児童虐待問題は社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっており、虐待の発生予防、早期発見、早期対応など切れ目のない総合的な支援が必要となってきました。

また、近年、社会問題となっている子どもの貧困については、平成26年（2014年）に「子どもの貧困対策法」が施行され、平成28年（2016年）には「宮崎県子どもの貧困対策推進計画」が策定されました。

本市においても、平成30年（2018年）に「のべおか子どもの豊かな未来応援プラン（延岡市子どもの貧困対策推進計画）」を策定したところであり、子ど

もの将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、また親から子へと「貧困の連鎖」につながらないように、「こどもの幸せ」を実現するという観点から、市民相互の連携・協力のもとに一体的な取組を進めていく必要があります。

昨今は、物質的な豊かさや生活の利便性が向上する一方で、我慢する心や物を大切にできる心、生命や自然を大切にできる心が育ちにくくなっており、規範意識や社会性の低下、人間関係や正義感、連帯感などの希薄化なども指摘されています。

更に、著しく普及してきたインターネットやスマートフォンなどによる有害情報（暴力や性）の氾濫やネット掲示板を利用した誹謗中傷による人権侵害などが大きな社会問題となっており、学校におけるいじめや暴力行為、不登校などの問題も依然として解決されておらず、子どもたちを取り巻く環境には厳しいものがあります。

(2) 施策の方向性

「児童の権利に関する条約」及び「児童福祉法」、「児童憲章」などの趣旨を踏まえて、子どもを権利の主体として認め、子どもの人権を守る立場から、家庭・学校・地域社会・関係機関等が一体になって、人権に関する学習や子育て支援、児童虐待の解消に努めるため、次のような施策の推進を図ります。

ア. 乳幼児期における取組の推進

- ① 認定こども園や幼稚園、保育所において、幼児の発達の特性を踏まえ、人権尊重の精神の芽生えを育みます。このため、豊かな感性と愛情をもって子どもと関わっていく保育士等の育成を図るため、人権・同和教育研修などへの参加機会の確保に努めます。
- ② 妊産婦及び乳幼児の健康保持の推進を図るため、「子育て世代包括支援センター」の活動を充実させ、妊娠、出産、育児等について、切れ目のない支援を行い、母親、父親等の身近な相談役や行政とのパイプ役を担う母子保健推進員^{※20}活動を推進します。
- ③ 子育て支援施設「おやこの森^{※21}」を中心とした地域子育て支援事業の充実を図り、また、子育て支援アドバイザー^{※22}を各保育所に配置するなど、子育て家庭に対する育児不安の解消、助言指導などの支援に努めます。
- ④ 未来を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境整備に向け、「延岡市次世代育成支援行動計画」の内容の見直し、充実を図ります。

イ. 学校における取組の推進

- ① 子ども一人ひとりの思いやりの心や人権尊重の精神、社会の一員としての自覚を促すための学校教育の充実を図ります。
- ② 人権についての基本的認識を高めるため、教職員の研修体制の充実に努めるとともに、教職員の指導力の向上を図ります。
- ③ 学校におけるいじめや不登校の解決を図るため、スクールカウンセラー[※]²³及びスクールソーシャルワーカー^{※24}等を活用した相談体制の充実を図ります。
- ④ 不登校の児童生徒を対象に、適応指導教室（延岡市アウトリーチ・オアシス教室）において組織的・計画的な指導を行うことにより学校への復帰や進路保障への支援を図ります。
- ⑤ 学校、家庭、関係機関等との連携を通して、子どもの健全育成のための環境整備に努めます。

ウ. 社会教育における取組の推進

- ① 家庭・学校・地域、更に関係機関・団体等と連携を強化し、子どもの人権問題に取り組むとともに、青少年育成センターの相談業務等の充実に努めます。
- ② 認定こども園・幼稚園・保育所・小中学校などで家庭教育学級を開設し、保護者に対する人権教育の推進に努め、家庭の教育力の向上を図ります。
- ③ 子ども会活動や自然体験活動などを通して、思いやりの心を育てる学習を行うなど青少年を対象とした教育の充実を図ります。

エ. 家庭、学校、関係機関との連携における取組の推進

- ① 児童相談所、警察署、保健所、医療機関、福祉事務所、教育委員会、学校などの関係機関と、人権擁護委員や民生委員・児童委員などで構成する「延岡市要保護児童対策地域協議会」のネットワークと事例検討を通して、児童虐待等について早期発見、早期対応・解決に努めます。
- ② 子どもの人権が尊重される社会を目指し、家庭や学校・関係機関における役割を明確にし、それぞれ協働して、子どもの権利についての認識などを深めるための教育・啓発に努めます。

3. 高齢者に関する人権問題

(1) 現状と課題

国連では、平成11年(1999年)を「国際高齢者年」とし、平成14年(2002年)には、「高齢者と開発」「高齢者に至るまでの健康と福祉の増進」「活動可能かつ支援的な環境整備」の3つの優先分野を設定した「高齢化に関する行動計画2002」を決定して、高齢者の生活の安心が図られるよう求めています。

我が国においては、医学の進歩や保健衛生の向上、食生活の改善などにより、平均寿命が大幅に伸びた一方、晩婚化や出生率の低下などにより、人口に占める高齢者の割合が急速に高くなってきています。また、令和7年(2025年)には、いわゆる団塊の世代全てが75才以上の後期高齢者となることから、高齢者の一人暮らしや夫婦のみの世帯が更に増加することが見込まれます。これを受け、政府では、平成8年(1996年)に続き平成13年(2001年)に新たな「高齢社会対策大綱」を閣議決定し、基本的、総合的な指針が策定されました。

豊富な知識と経験を持つ高齢者は、今後の地域社会を構成する重要な一員としての役割が大きく期待されています。その一方で、介護を必要とする人の増加や核家族化、扶養意識の変化等が進み、高齢者を取り巻く環境も大きく変化しています。こうしたことから平成18年(2006年)には、家庭や施設で介護を受けている高齢者を虐待から守る「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。

また、今後、認知症高齢者が増加していくことが見込まれる中、認知症高齢者をはじめ高齢者を狙った悪徳事業者による詐欺行為など、消費生活上の被害も課題となっており、家族や地域の見守りを含めた高齢者の権利擁護についての取組が必要となってきました。併せて、認知症の人やその家族が直面する生活上の課題に早期に介入し、認知症の初期段階から対応していくことや、認知症高齢者を支えていくために、若い世代を含めた広い世代に対して、認知症に関する意識の普及啓発を図る必要があります。

一方、本市の高齢者人口は、令和元年(2019年)10月1日現在で40,594人、高齢化率34.1%となっており、全国平均より6年、県平均より1年を上回る早さで高齢化が進んでいます。一方で、令和元年(2019年)10月1日現在で要介護(要支援)認定者数は7,533人となっています。また、市の高齢者実態調査によると、令和元年(2019年)10月1日現在で、ひとり暮らしの高齢者世帯も11,548世帯と平成26年からの5年間で約5,600世帯増加しており、閉じこもりの防止など総合的な支援策も必要となってきました。

令和元年(2019年)に実施した「人権に関する市民意識調査」においても、高齢者を差別や虐待から守り、高齢者の人権が尊重されるために特に必要な

こととして、約半数（49.8%）の人が「高齢者に対する見守り活動など、地域で高齢者を支えていく仕組みを強化する」と考えています。

本市では、第7期となる延岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（ハートフルプラン21）を策定し、取組を進めていますが、高齢者が住み慣れた地域や家庭において、孤立することなく安心して健やかに暮らすことができるよう、成年後見制度^{※25}の利用を促進していくことや、高齢者の生活の質の向上を実現するため、高齢者本人が抱えている生活課題に対する医療従事者等の専門職からの助言などによる自立支援に向けた取組など、今後もその充実が求められています。

(2) 施策の方向性

高齢者を取り巻く環境は厳しさを増していますが、高齢者自らが社会の重要な構成員として、積極的に社会に参画でき、人権が制限されることなく尊重されなければなりません。高齢者に対する人権侵害の防止や人権尊重意識の啓発を行うとともに、自立と社会参画しやすい環境づくりや権利擁護、高齢者保健福祉に取り組むため、次のような施策の推進を図ります。

ア. 人権教育・福祉教育、啓発の推進

- ① 高齢者福祉の推進と人権について、地域と連携した行事や市及び教育委員会が主催する講座等を通して、広く市民に対し教育・啓発を図ります。
- ② 民生委員・児童委員はもとより福祉関係職員をはじめ事業所職員等に対して、高齢者の抱える問題への理解と人権についての教育・啓発を推進します。
- ③ 学校においては、ボランティア体験や総合学習の授業を通して、高齢者福祉に関する人権教育の推進に努めます。

イ. 高齢者の権利擁護の充実

- ① 認知症高齢者への対応や在宅及び介護施設等で発生した高齢者の虐待等の早期発見、早期対応を図るための相談体制の整備に努めます。
- ② 高齢者の財産と権利を守り、消費者被害を防止するために、日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用などの支援を行います。
- ③ 地域包括支援センター^{※26}や地域福祉推進チーム^{※27}等によるひとり暮らし高齢者世帯等の見守り活動を支援します。

ウ. 高齢者の立場にたった行政サービスの充実

- ① 施設福祉や保健福祉の分野においても、心身の衰えを予防・回復する介護予防、認知症やがん、脳血管障害等疾病の早期発見・治療の勧奨、閉じこもり高齢者への支援など、高齢者の立場にたった保健福祉サービスの充実に努めます。
- ② シルバーゼミナールや体験学習などの生きがいと健康づくり事業を通して、高齢者が生きがいを持って暮らしていける社会づくりに努めます。
- ③ 「SOS徘徊ネットワークのべおか^{*28}」の活用等により認知症高齢者の安全に努めます。

エ. 介護保険サービス及び在宅保健福祉サービスの充実

- ① 高齢者が、できるかぎり住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、行政、住民、医療機関、サービス事業者等がそれぞれ役割を担い、協働して支援します。
- ② 在宅生活が困難になった高齢者が、介護を受けながら生活できる施設を計画的に整備します。
- ③ 介護サービス情報公開制度^{*29}の周知を図ることで、利用者がよりニーズに合った介護サービスや事業所・施設を選択できるよう支援します。
- ④ 県や事業者等との連携を図りながら、介護保険サービス事業者への指導や情報提供・研修を通して、介護サービスの質を高め、高齢者の生活の質の向上と尊厳ある生活が維持できるよう支援します。

4. 障がいのある人に関する人権問題

(1) 現状と課題

国連における障がい者に関する主な活動は、「国際障害者年」（1981年）や「国連障害者の10年」（1983年～1992年）の宣言等がありますが、近年では、障がい者の人権理念を活動の柱の一つとして人権の尊重と順守を加盟国に要請し、その一環として平成18年（2006年）に「障害者の権利に関する条約」を採択しています。この条約では、固有の尊厳、個人の自律及び個人の自立の尊重等の一般原則を保障するために、様々な政策分野で「障害を理由とする差別の禁止」と「合理的配慮^{※30}」を求めています。

我が国では、平成26年（2014年）「障害者の権利に関する条約」を批准することに当たり、平成23年（2011年）には、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」、「障害者基本法の一部を改正する法律」を制定し、障がい者の人権、尊厳をより強固なものとする事になりました。

また、平成25年（2013年）には、「障害者基本法の一部を改正する法律」の障害者差別禁止の規定を具体化するために、「障害者差別解消法」が制定され、更に、雇用の面においては「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、障害者差別の禁止や社会的障壁除去のための合理的配慮を要求するものとなっています。

障がい福祉サービスの面では、平成25年（2013年）に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が、平成30年（2018年）には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行され、障がい者の「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や障がい児支援のニーズの多様化に対応するための支援の拡充が図られています。

本市の令和2年（2020年）調査によると、身体障がい児・者、知的障がい児・者、精神障がい者は、総計8,598人となっています。

国では、近年、障がい者が地域社会において生活していく施策を推進しており、地域社会における障がいへの理解が必要です。このため、障がいへの理解を深めるとともに、障がい者が住み慣れた地域で生きがいを持って生活できるための環境整備や就労のための環境整備が求められています。

本市では、平成11年（1999年）、平成17年（2005年）、平成26年（2014年）の3回にわたり「延岡市障がい者プラン」を策定し、障がい福祉施策を推進してきました。また、令和2年（2020年）3月に4回目の「障がい者プラン」を策定しており、今後も障がい福祉施策の一層の推進を図ることとしています。更

に、障がい者プランの実施計画である障がい福祉計画も平成30年(2018年)に「第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」を策定しているところです。そのほかにも、平成28年(2016年)に「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する障がいに関する延岡市職員対応要領」を施行し、平成29年(2017年)からは、延岡市障がい者自立支援協議会でも障がいを理由とする差別の解消の推進に関する協議を進めています。また、障がい者が可能な限り、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を選択する機会の確保及び利用の機会の拡大を推進していくために、令和2年(2020年)7月に「延岡市手話の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する条例」が施行されました。

これらのことを踏まえて、現在、令和3年度からの「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」の策定作業を進めているところです。

(2) 施策の方向性

「ノーマライゼーション^{※31}」と「リハビリテーション^{※32}」の2つの理念に基づいて、障がいのある人が、障がいのあるなしによって分け隔たれることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら地域でともに安心して暮らせる社会を目指すため、次のような施策の推進を図ります。

ア. 啓発・広報の推進

- ① 障害者週間(12月3日～9日)、発達障害啓発週間(4月)などの記念行事や様々なイベントなどの機会を通して、「ノーマライゼーション」の理念の更なる浸透を図ります。
- ② 障がいや障がい者に対する理解を深めるとともに、障がいのあるなしによって分け隔たれることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域でともに安心して暮らせるまちづくりを進めるための啓発・広報活動を展開します。

イ. 人権教育・福祉教育の推進

- ① 障がいや障がい者のことを理解するための福祉体験活動等を積極的に取り組み、思いやりのある心を育むための福祉教育の充実を図ります。
- ② 障がいや障がい児に対する理解を深めるために、小中高校生へのハンディキャップ体験学習やボランティア体験、小中学校と特別支援学校との交流教育等の取組を積極的に推進します。

ウ. 自立と社会参加等の支援

- ① 様々なニーズに対応した障がい福祉サービス等の充実に努め、地域での自立した生活の支援を図ります。
- ② 障がい者が、その適性に応じて地域で生活ができるようハローワーク等の関係機関と連携し、就労の支援、雇用の促進、新たな就業機会の創出を図ります。
- ③ 各種相談支援機関と連携をして、障がいの状況やライフステージに応じた必要な情報の提供、助言、また権利擁護や虐待等の相談支援の充実に努めます。
- ④ 建築物等のバリアフリー^{※33}化の促進やユニバーサルデザイン^{※34}に基づく施設整備の普及啓発に努め、障がい者の生活環境の整備を図ります。

5. 同和問題（部落差別）

(1) 現状と課題

同和問題（部落差別）は、日本の歴史の中で政治的、社会的につくられた我が国固有の人権問題です。同和地区（被差別部落地区）の出身というだけで職業選択や結婚の自由等、憲法で保障されている基本的人権が十分に守られていないという厳しい現実があります。

昭和40年(1965年)の同和対策審議会答申では、同和地区（被差別部落地区）における社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策として、同和対策事業の目的と内容を定め、併わせて同和問題の解決は国、地方公共団体及び国民の責務であると明記しています。

国においては、この答申を受けて、昭和44年（1969年）の「同和対策事業特別措置法」施行以来、「地域改善特別措置法」、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）」を制定するなど、平成14年（2002年）3月末まで特別対策による施策を推進し、その後は一般施策の中で問題の解決を図ってきましたが、平成28年（2016年）には、現在もなお部落差別が存在していることや、情報化の進展により部落差別に関する状況が変化していることなどを踏まえ、国や地方公共団体の責務などを規定した「部落差別解消推進法」が施行されました。

本市においても、同和問題（部落差別）を重要課題と位置づけ、昭和52年（1977年）に同和対策室（現在の人権推進課）を設置し、以来、教育集会所建設や道路整備など生活環境の改善に取り組んできました。

昭和58年（1983年）には、市職員の同和問題（部落差別）への理解と認識を深めるための「延岡市同和問題啓発研究会（現在の延岡市人権問題啓発研究会）」と、事業所・各種団体、行政機関等で構成する「延岡市同和問題啓発推進協議会（現在の延岡市人権啓発推進協議会）」を設置するなど推進体制を整備し、取組を進めるとともに、延岡市議会では、平成8年（1996年）9月議会において、「部落差別をはじめとしたいっさいの差別をなくす決議」が採択されました。また、平成25年（2013年）には、このような取組の一環として、本人通知制度を導入し、住民票などの不正取得の抑止や二次被害の防止を図っています。

一方、人権・同和教育においては、「宮崎県人権同和教育基本方針」（昭和52年・1977年）及び「宮崎県人権教育基本方針」（平成17年・2005年）に基づき、「部落差別の現実から学ぶ」姿勢を基本として、全ての学校や地域社会において幼児から成人・高齢者に至るまで、個人や組織に応じた人権・同和教育に取り組んできたところです。

これまでの取組により、生活環境面では大きな改善が図られてきましたが、「市民意識調査」結果が示すように、今も無関心や偏見・差別意識が存在するだけでなく、就職差別や結婚差別、学校における差別発言や土地差別などの事象が発生しています。

今後は、「部落差別解消推進法」はもとより、関係する法律等の趣旨を踏まえた「延岡市すべての市民の人権が尊重されるまちづくり条例」等に基づきながら、これまでの取組の経緯と成果を礎にし、地域の実情に応じたきめ細やかで積極的な教育・啓発の取組が求められています。

(2) 施策の方向性

「市民意識調査」の結果から、部落差別が見えにくくなっている現状が認められるため、「部落差別の現実から学ぶ」という基本姿勢がこれまで以上に重要となっています。同和問題（部落差別）の正しい理解や人権尊重の理念を体得し、部落差別のない社会の実現に向け、「部落差別の現実から学ぶ」という基本姿勢を実践していくために、次のような施策の推進を図ります。

ア. 教育・啓発の推進

- ① 同和問題（部落差別）について正しい理解を深めるため、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場で、計画的、継続的な学習の機会が確保できるように、人権教育・啓発の充実に努めます。併せて、人権啓発の主体となる市職員の継続的な研修を進めます。
- ② 延岡市人権啓発推進協議会による会員事業所・団体はもとより、市民を対象にした啓発活動の強化に努めます。併せて、事業所・各種団体への啓発の充実に努めるため、会員の加入を促進します。
- ③ 学校教育と社会教育の連携により、同和問題（部落差別）を正しく理解するためにフィールドワーク等の現地学習会を継続して取り組むとともに、効果的な研修資料・教材づくりを進めるなど、人権・同和教育の充実に努めます。
- ④ 延岡地区人権・同和教育推進委員会において開催している延岡地区人権・同和教育研究大会や人権作品展等に継続して取り組み、一層の充実に努めます。
- ⑤ 地域に根ざした人権・同和教育を進めるために教育集会所等の整備、充実に努めます。
- ⑥ 教職員が人権尊重の理念を習得するための研修体制を充実するとともに、人権・同和教育に関する実践力の向上に努めます。

- ⑦ 就学前、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の連携と情報交換を充実させ、系統的な人権・同和教育を進めます。
- ⑧ 社会科・地理歴史科・公民科の授業で、子どもたちが同和問題（部落差別）の歴史的、社会的要因を正しく理解し、それを解決しようとする意欲や態度を育てます。
- ⑨ 同和問題（部落差別）の解決を妨げる大きな要因となっている「えせ同和行為」に関しては、市民や事業所の被害防止とともに、真に正しい同和問題（部落差別）についての啓発を行います。

イ. 指導者の養成・確保と支援

- ① 教育・啓発を計画的、継続的に実施するために、社会教育指導員等の養成と確保に努め、必要に応じて、県、関係団体等と連携し講師派遣制度の活用を図ります。
- ② 啓発指導者養成研修会、セミナー等へ積極的に参加・派遣するなど、指導者養成に努めます。
- ③ 事業所・各種団体、地域等が主体的に行う学習活動への講師派遣を支援します。

ウ. 相談窓口の充実

行政や学校等関係機関が連携し、「えせ同和行為」を含めて、同和問題（部落差別）に関する相談窓口を充実します。

6. 外国人に関する人権問題

(1) 現状と課題

近年の国際化の進展に伴い、全国的に在留する外国人が増加し、その国籍も多様化する傾向にあります。日本における在留外国人数は、法務省の調査によると、平成30年12月末現在で270万人を超え、国の総人口の2.16%を占め、国籍数でも195の国籍・地域と過去最高となっています。また、訪日外国人旅行者数も、令和元年（2019年）に過去最多を記録しています。

本市においては、同じく平成30年（2018年）12月末現在、25か国、357人の外国人が在留していますが、今後国際化の一層の進展とともに、企業間や大学間、団体間での交流、また就労や旅行等で本市に居住、あるいは訪れる外国人が更に増加することが予想されます。

このように、全国的に外国人が増加傾向にある状況を踏まえ、総務省では、平成18年（2006年）に「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、これを端緒に多文化共生に関する様々な研究会が開催され、平成30年（2018年）12月には「外国人材受入れ・共生のための総合的対応策」（関係閣僚会議決定）を取りまとめるなど、政府全体で取り組む動きがあります。

外国人住民等を取り巻く課題として、言語の問題でコミュニケーションが困難なことにより様々な問題が生じていること、行政や地域に関する情報、知識が不足し、行政サービスを受けることが困難な状況にあること、また、災害に関する啓発や災害情報の的確な伝達等に十分な対策が講じられていない現状が指摘されるなど、様々な分野で解決すべき課題があります。このほか、文化や習慣等の違いによる生活上の問題、福祉・医療分野等での生活支援、学校現場での様々な課題、地域での交流の機会が不足し人間関係の悪化や孤立が生じるという問題、賃貸住宅入居時における問題など、外国人住民の増加と定住化の進展に伴い、行政が直面するニーズは多様化・複雑化しています。

また、平成28年（2016年）6月には、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることから、「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。近年、特定の国籍、民族の外国人を排斥する趣旨の言動が大きな問題となっており、こうした行為は人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、差別意識を生じさせることにもつながりかねないもので、あらゆる差別を許さない意識を醸成していくために、一層の相互理解の機会や教育・啓発活動に取り組んでいく必要があります。

本市においては、市民が外国人と接し異文化に触れることで、国際交流・国際理解を深めるとともに、国際的な視野を持った豊かな国際感覚を備えた人材を育成するため、国際交流員^{※35}を活用した多くの講座・イベントなど、行

政及び国際交流団体等が様々な国際交流事業を実施しています。また、令和3年(2021年)は本市がドイツ及びミャンマーをホストタウンとして迎える東京オリンピック・パラリンピックの開催も予定されており、これを機に、今後も来日・来延外国人数の更なる増加が見込まれることから、国籍などの違いに関わらず安心して過ごせる環境づくりを推進することが求められます。

学校教育においては、日本と世界各国の共通点や相違点を理解させ、互いに尊重し合う態度を育てるため、国際理解教育に取り組むとともに、外国語指導助手^{※36}の活用を図りながら、諸外国の文化や言語等の相互理解に努めています。

本市に居住する全ての人が、異なる文化や習慣の違いを越えて、安心して幸福に生活できる共生社会づくりに取り組むことが必要です。

(2) 施策の方向性

外国人の人権について、啓発活動や教育に取り組み、好奇的な見方や差別意識の解消を図り、異文化や習慣の違いを正しく認識、尊重しながら、ともに安心して暮らしていく「共生・協働社会」の実現を目指すため、次のような施策の推進を図ります。

ア. 相互理解の促進と教育・啓発の推進

- ① 外国人に対する誤解や偏見をなくし、外国人の人権が守られるよう、今後も引き続き、外国人のための日本語講座など様々な国際交流事業を推進し、市民と外国人との交流を促進するなど、多様な文化や価値観が共生できる社会づくりに努めます。
- ② 人権意識の高揚を図るため、国際交流員の活用等により、広く市民に国際交流・国際理解の場を提供し、国際感覚の醸成に努めます。
- ③ 学校教育において、国際理解教育を積極的に推進し、外国の文化や習慣等の正しい理解を深めるとともに、国際親善、国際協力の精神を培う教育を推進します。
- ④ 国際交流員や外国語指導助手の活用を図り、外国人との交流や外国語の指導を通じて、児童生徒の国際理解を深めます。

イ. 外国人が住みやすいまちづくりの推進

- ① 外国人の生活の利便性を高めるため、各種パンフレット等の外国語表記の推進に努めます。
- ② 外国人の住居や就職等について、関係機関と連携し生活の安定に向けた相談体制を整備します

7. HIV感染症・ハンセン病・新型コロナウイルス感染症などに関する人権問題

(1) 現状と課題

HIV感染症^{*37}は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患であり、HIVによって引き起こされる免疫不全症候群のことを特にエイズ(AIDS)と呼んでいます。エイズは、昭和56年(1981年)にアメリカ合衆国で最初の症例が報告されて以来、その広がり世界的に深刻な状況にあります。我が国では、昭和60年(1985年)、安全対策を怠った非加熱性血液製剤による薬害被害でHIV感染症問題が表面化し、身近な問題として注目されました。

エイズ患者やHIV感染者に対しては、正しい知識や理解不足から、これまで多くの偏見や差別意識を生んできましたが、そのことが原因となって、医療現場における診療拒否や無断検診のほか、就職拒否や職場解雇、アパートへの入居拒否・立ち退き要求、公衆浴場への入場拒否など、社会生活の様々な場面で人権問題となって現れてきています。

しかし、HIV感染症は、感染経路が特定されている上、感染力もそれほど強いものではないことから、正しい知識を持てば通常の日常生活をおくる限り、いたずらに感染を恐れる必要はなく、また、近時の医学的知識の蓄積と新しい治療薬の開発等によってエイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきています。

基本的人権尊重の観点からも、エイズ患者やHIV感染者等との共存・共生に関する理解を深めていくことが求められます。

また、ハンセン病^{*38}は、らい菌による感染症ですが、感染力は非常に弱く、また感染しても発病する可能性は極めて低く、発病しても現在では治療法が確立し短期間で完治できます。しかし、我が国では、古くから特殊な病気として扱われ、平成8年(1996年)に「らい予防法」が廃止されるまで、約90年間にわたり強制・絶対隔離政策がとられてきました。その結果、社会の根強い偏見や差別意識が助長され、患者・元患者^{*39}は人間としての尊厳と権利を奪われてきました。また、その被害は家族や親族にも及びました。

平成13年(2001年)の熊本地裁判決^{*40}により、国による長年の隔離政策の過ち等が明らかにされ、ようやく社会の理解が進むようになりましたが、療養所入所者の多くは、長年の隔離により、家族や親族との関係を絶たれ、また、自身の高齢化等により、既に病気が完治した後も社会復帰が困難な状況にあります。依然として、社会の偏見や差別も根強く残っています。

こうしたことから、元患者の福祉の増進や名誉回復等の促進を図るため、平成21年(2009年)4月に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(ハンセ

ン病問題基本法)」が施行されました。また、令和元年（2019年）には、ハンセン病患者の隔離政策による家族への差別被害を認め、国に賠償責任を認める熊本地裁判決が確定しています。

このような状況を踏まえ、啓発活動などの推進により、ハンセン病患者・元患者やその家族の人権が尊重され、偏見や差別意識が解消される社会づくりが求められています。

近年の医学や医療技術の進歩、生活水準や衛生知識の向上等に伴い、感染症はかなり減少していますが、一方で国際化の進展等に伴い、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の新たな感染症や結核・マラリア等の既知の感染症が出現しています。

特に、令和2年（2020年）の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際しては、先の見えない不安や恐怖などから、感染者や医療従事者等、その家族や勤め先、近隣住民などに対して、不当な差別や偏見などの人権侵害が増大しているという社会問題が指摘されています。今後、そのほかの新たな感染症等が発生した場合についても、同様の人権上の問題が生じる可能性があります。

(2) 施策の方向性

病気に対するあいまいな知識や思い込みは、患者に対する偏見や差別を助長することにつながります。また、病気を理由にして人を差別することや、職業や属性、誤った認識による排除などの人権侵害は許容できないことから、病気に対する正しい知識の普及や理解の促進に取り組むことと併せて、H I V感染者、ハンセン病元患者をはじめとする感染症患者等に対する偏見や差別の事実を認識するとともに、基本的人権を尊重し、感染者、元患者等が地域で安心して生活できるような、温かく共に支えあう社会の実現を目指すため、次のような施策の推進を図ります。

ア. H I V感染症に関する教育・啓発の推進

- ① H I V感染症に関する正しい知識を持って感染を予防し、患者や感染者に対して正しい理解に基づいて行動が取れるよう、関係機関と連携し啓発用ポスターの掲示やパンフレットの配布など啓発活動に努めます。
- ② 学校教育においては、思春期保健教育時や保健体育の授業等を通じて、正しい知識の普及に努めます。
- ③ 延岡保健所等の関係機関と連携を図り、相談専用電話「エイズホットライン」の周知に努めます。

イ. ハンセン病に関する教育・啓発の推進

- ① 県が実施する「ハンセン病療養所訪問事業」に参画するとともに、高齢であることや家族がいない等の理由で、これからも園での生活を希望するハンセン病元患者に対しては、精神的にも豊かな生活が送れるようQOL^{※41}の充実を図ります。
- ② ハンセン病を医療や公衆衛生の面だけから捉えるのではなく、人権の視点からも捉え、二度と人権侵害が起こらないためにも、正しい知識や理解の普及啓発に努め、偏見・差別の解消を図ります。

ウ. 新型コロナウイルス感染症などに関する教育・啓発の推進

- ① 新型コロナウイルス感染症に関して、人権侵害につながるものがないよう、正しい情報を発信するとともに、冷静な行動を促すような教育・啓発に努めます。
- ② その他の感染症についても、全般的に誤解や偏見等が認められることから、広報活動を通じて市民への正しい知識や理解の普及啓発に努めます。

※ この項目は、令和2年（2020年）の新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大を踏まえ、具体的に感染症の名称を掲載していますが、今後、新たな感染症が発生した場合についても同様に人権侵害につながるものがないような取組を進めていくことを意味しています。

- 平成11年（1999年）に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」では、「感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、これらの者の人権を尊重しつつ、総合的かつ計画的に推進されることを基本理念とする。」とし、「国民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等の人権が損なわれることがないようにしなければならない。」と定めています。

8. インターネットによる人権侵害の問題

(1) 現状と課題

急速な高度情報化により、コンピュータやインターネット、スマートフォン等が普及し情報通信サービスの利用が進むにつれ、様々な人権問題が発生しています。

インターネットに代表される高度通信技術は、情報がネットワークを通して大量かつ高速に収集・処理・蓄積される利便性や効率性から、企業や行政等においても急速に利用が進んでいます。また、電子メールの特定者への通信のほかに、SNS、電子掲示板などの不特定多数の利用者に向けた情報発信など、利用者間で自由な情報の受発信ができることから、個人生活においても、情報の収集、発信、またはコミュニケーションの手段として利用が進み、生活の利便性の向上に大きく役立っています。

しかし、その一方で、匿名で誰もが容易に書き込める電子掲示板や、情報を発信し拡散できるSNSにより、他人への誹謗中傷や差別表現、個人の名誉やプライバシーの侵害等といった問題が発生し、人権上大きな課題となっています。また、インターネットオークションやゲーム、アダルトやギャンブルサイト等を利用した詐欺被害も多様化しています。更に、異性を紹介する出会い系サイトや過激な暴力・性的な描写、殺人や自殺を助長する書き込みサイトなども氾濫し、児童買春や子どもを巻き込んだ犯罪などを引き起こす要因として社会的な問題となっています。

このような状況に対応するため、平成14年（2002年）に、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（以下「プロバイダ^{※42}責任制限法」という。）が施行され、自己の権利を侵害された人が情報通信管理者（プロバイダ）に対し発信者の情報を開示請求できるなどの措置が決められ、その後、プロバイダ等の業界団体でもガイドラインの整備が行われています。

また、子どものインターネット上のトラブルに対応するため、平成15年（2003年）に「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」が、平成21年（2009年）には、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行されています。

本市の教育の現場においても、急激な社会の変化に伴い、子どもを取り巻く情報通信環境も大きく変わってきています。インターネットやスマートフォン等の普及に伴い、電子掲示板や学校非公式サイトへの不適切な書き込みが危惧される状況があります。

また、企業等からの個人情報流出問題を受け、平成15年（2003年）には、個人情報の適正な取扱いを図ることを基本理念に、利用の制限、目的外使用の禁止、安全管理措置などを規定した「個人情報保護法」が制定されています。

そのほか、平成26年（2014年）には、いわゆるリベンジポルノ等による被害の発生・拡大を防止するため、私的に撮影された性的画像を公表する行為等に対する罰則、画像の削除に係る「プロバイダ責任制限法」の特例及び被害者に対する支援体制の整備等を内容とする「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ防止法）」が施行されています。

高度情報化におけるインターネット等を悪用した人権侵害を防止するため、一般のインターネット利用者が人権尊重の立場で利用について理解を深めるとともに、国やプロバイダ等が人権侵害に該当する情報等について、規制の強化など利用の正常化に向け一層の取組を図っていくことが求められています。

(2) 施策の方向性

インターネットは、利便性が高い反面、有害な情報や誤った情報も混在しており、使い方を誤ると大きな事件に発展する危険性があります。人権尊重を基本として、確かな情報を収集し個人の責任やモラルに基づいた発信を行うよう、判断能力の育成や教育・啓発に努めるため、次のような施策の推進を図ります。

ア. 利用者の責任とモラル教育・啓発の推進

インターネットを利用する一人ひとりが、人権についての意識を持って機器を利用し、ネット上での不適切な書き込みや誹謗中傷は、人権侵害に関わる重要な問題であることを理解し、お互いの人権を尊重するよう教育・啓発に努めます。

イ. 学校における情報教育の推進

- ① インターネット上における情報の仕組みや意味について子どもたちに教え、安易な取扱いが重大な事故（人権侵害や被害等）につながることを理解させます。
- ② 学校生活や学習の中で、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルなど、正しい情報教育に対する指導に努めます。

ウ. 法の遵守による個人情報の保護の推進

- ① SNS、電子掲示板などにおいて他人への誹謗中傷や差別表現、プライ

バシーの侵害等の問題が発生した場合、「プロバイダ責任制限法」やガイドラインに基づき、法務省などの関係機関と連携し、適切な対応に努めます。

- ② 個人情報を保有する市においては、「延岡市個人情報保護条例」や「延岡市情報セキュリティポリシー^{※43}」を遵守し、個人情報の適正な取扱いに努めます。
- ③ 事業所・各種団体における個人情報の適切な取扱いについて、延岡市人権啓発推進協議会の会報紙等を通じて、啓発・広報に努めます。

9. 犯罪被害者等に関する人権問題

(1) 現状と課題

近年、犯罪被害者等の人権問題に対する社会的関心が高まり、人権に対する配慮と保護、支援を図ることが課題となっています。

犯罪被害者やその家族は、犯罪自体によって受ける様々な苦痛・負担など直接的な被害に加え、捜査や裁判等の過程において、マスコミ等による集団的な行き過ぎた取材やプライバシーの侵害などによる精神的、経済的な負担など様々な二次的被害を受けており、特に、殺人事件や交通事故による死亡事件における被害者の遺族や性犯罪被害者の精神的被害は極めて深刻であり、適切な社会的支援の整備が必要となっています。

また、犯罪被害者等に関する人権問題は多岐にわたっていることから、社会全体における犯罪被害者等に対する理解と支援が一層求められています。

このようなことから、国は、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的に、平成16年（2004年）12月に「個人の尊厳にふさわしい処遇保障の権利」や「途切れない支援」を基本理念とした「犯罪被害者等基本法」を制定し、平成17年（2005年）4月に施行しました。また、12月には基本計画を策定し、国、地方公共団体、国民の責務を明らかにするなど、施策の推進を図っています。

宮崎県では、平成16年（2004年）4月に「社団法人宮崎犯罪被害者支援センター」（現在の「公益社団法人みやざき被害者支援センター」）が設置され、犯罪被害者支援についての広報啓発、専門的研修を受けたボランティア相談員等による電話・面接相談や病院、警察、裁判所など行政機関・団体等への付き添い・仲介などの直接的支援等、専門的・継続的かつきめ細やかな支援を積極的に行っています。

本市においては、公益社団法人みやざき被害者支援センターと連携しながら、相談対応や各種パンフレットの設置等の広報啓発などに取り組んでいます。今後とも引き続き、犯罪被害者やその家族に関する人権問題に取り組んでいく必要があります。

(2) 施策の方向性

本市では、深刻な犯罪や犯罪被害者相談件数は少ない状況にありますが、関係機関や団体等と連携し、犯罪被害者等に関する人権への配慮と保護、支援のため、次のような施策の推進を図ります。

ア. 広報啓発活動の推進

犯罪被害者等の心身の状況や置かれている環境を理解し、地域社会全体で犯罪被害者等が再び平穏な生活ができるよう支援する必要性を周知するための啓発活動を推進します。

また、犯罪被害者等のみならず、市民一般に、対応窓口や各種支援制度の周知を図ります。

イ. 相談、支援体制の充実

庁内関係部局や関係機関・団体が連携を取り、犯罪被害者やその家族が抱える精神的、身体的、経済的な問題等に対する相談や効果的な支援体制の充実に努めます。

ウ. 関係機関・団体等との連携の促進

効果的な広報啓発活動の推進及び適切な相談、支援体制の整備に向け、国、県、公益社団法人みやぎ被害者支援センター、その他の民間団体との連携協力を努めます。

また、マスメディアの被害者に対する人権面での配慮についても、メディア側の自主規制による対応が図られるよう理解を求めます。

10. 性的少数者に関する人権問題

(1) 現状と課題

性的少数者とは、性的指向や性自認に関する少数者のことを指し、最近では、レズビアン（女性の同性愛者）、ゲイ（男性の同性愛者）、バイセクシャル（両性愛者）、トランスジェンダー（心の性と体の性に違和感がある人等）の頭文字をとって、総称して「LGBT^{※44}」と言われることもあります。

このような性的少数者は、男女の性の区分や異性愛を前提とした社会の中で、長年、自分自身に対して強い違和感を持つと同時に、社会の無理解、差別や偏見による嫌がらせ、侮蔑的な言動など、日常生活における様々な場面で精神的負担・苦しみを受けてきました。また、就職をはじめ生活面において、自認する性での社会参画が困難であるなど多くの課題があります。

性的指向は、自分の恋愛・性愛がどのような対象に向いているかを示す概念で、自分で決められるものではありません。平成4年（1992年）の世界保健機構（WHO）の国際疾病分類・改訂版第10版において、「同性愛はいかなる意味においても治療の対象とならない」として精神疾患リストから除外され、厚生労働省においても平成6年（1994年）から公式基準として採用しています。現在では、世界各国において差別を禁止する法律の制定や、同性婚を認める等の動きがあり、我が国でも、各自治体においてパートナーシップ宣誓制度の導入等が進んでいます。

性自認は、自分のセクシャリティをどのように認識しているかを示す概念ですが、生物学的な性（身体の性）と性自認（心の性）に違和感がある人や心の性に沿って生きたいと望む人をトランスジェンダーといいます。その中でも、医療機関を受診し、「身体の性」と「心の性」が一致しないと診断された人に対する医学的な疾患・診断名を性同一性障がい^{※45}といいます。平成16年（2004年）7月に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の要件を満たした場合、家庭裁判所の審判によって性別の変更が認められるようになりました。

更に、平成20年（2008年）には「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、現に子がいる性同一性障がい者であっても、当該子が全て成年に達している場合には性別の取扱いの変更を認められることになりました。

人間を男女の二つの性に分けて固定的に判断することは、性的少数者を「排除」する考えにつながり、その人間性を否定することにもなりかねません。性的多様性を認めあうことが全ての人々の人権を守るために大切です。

令和元年（2019年）10月に実施した「人権に関する市民意識調査」によると、

性的指向や性自認に関して人権上どのような問題が起こっているかという問いに対して、それぞれ3割以上の方が「わからない」と回答しており、人権問題としての認識が求められています。

(2) 施策の方向性

性的少数者に対する差別や偏見を解消し、その人権を尊重するためには、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場において、周囲の人々が、性的少数者や性に対する多様な在り方を認識し、正しい知識と理解を深めていくことが必要であるため、次のような施策の推進を図ります。

ア. 教育・啓発の推進

学校、地域、家庭、職域その他の様々な場において、性的少数者や性の多様な在り方を認め合い、誰もが自分らしく生きることができるよう、性的指向や性自認に関する正しい理解や知識・認識を深める教育・啓発活動に努めます。

イ. 支援制度の充実

性的少数者のパートナーシップ宣誓制度を本市でも開始するなど、当事者が生きづらさを感じる事のない支援制度の充実に努めます。

ウ. 相談体制の充実

- ① 関係機関・団体等と連携を図り、性的少数者の人権に関する相談体制の充実に努めます。
- ② 性の在り方等に悩んでいる児童生徒については、相談に応じるとともに必要に応じて関係機関等との連携に努めます。

11. その他の人権問題

(1) 現状と課題

これまで述べてきた人権問題のほかにも、私たちの周りには、パワー・ハラスメント^{※46}やアカデミック・ハラスメント^{※47}等をはじめとした職場や研究教育の場での嫌がらせやいじめの問題、刑を終えて出所した人・保護観察中の人をめぐる問題、北朝鮮当局による拉致問題、アイヌの人々の人権問題、野宿生活者（ホームレス）の人や引きこもりの人への支援対策、災害等に起因する人権問題など、様々な人権に関する問題が存在しています。

また、社会経済情勢や社会構造、自然環境の変化等に伴い、更に多様化、複雑化する傾向にあり、今後、新たな人権問題が表面化してくることも考えられます。

特に、宮崎県では平成22年（2010年）に発生した口蹄疫による風評被害や、平成23年（2011年）3月11日に発生した東日本大震災及びこれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響のため、避難や転居を余儀なくされた人々に対する根拠のない風評に基づいた偏見や差別など、被災者を二重に傷付ける出来事も発生しています。

そのため、現在、課題となっている人権問題について、また、今後社会の変化とともに生じてくる様々な課題についても、正しい理解と認識を持ち、偏見や差別をなくしながら、一人ひとりの人権が尊重される社会づくりを目指していかなければなりません。

(2) 施策の方向性

様々な人権問題についても先入観や偏見・差別の解消を目指すため、学校教育の授業や社会教育の各講座、延岡市人権啓発推進協議会が行う各種の事業等を通して、正しい認識を深めるための教育と啓発に努めます。

第4章 推進体制等の充実

1. 全庁的な推進体制

「推進方針」に掲げる人権施策を総合的かつ効果的に推進するため、各部局・各課室が一層の連携を図りながら、全庁的体制で取組を推進していきます。

なお、各部局・各課室においては、「推進方針」の趣旨を十分に踏まえながら、全ての行政分野に人権尊重の理念を取り入れながら、施策の実施に努めます。

2. 関係機関、事業所・各種団体との連携、協力

「推進方針」に基づく人権施策を効果的に推進していくために、国、県をはじめ関係機関や事業所・各種団体などとの連携、協力を努めます。

また、延岡市人権啓発推進協議会と連携し、事業所・各種団体が実施する人権啓発に係る学習会や講演会等に関する相互の情報交換や教材・指導者等についての情報提供を行うなど、事業所・各種団体の人権啓発を促進します。

3. 進行管理と推進方針の見直し

「推進方針」の目標を達成するため、毎年、「推進方針」に基づく実施・進行状況を点検し、その結果を以後の施策に反映させるように努めます。

また、今後の人権問題を取り巻く状況や社会情勢の変化等へ適切に対処するため、市民の人権に関する意識の状況を把握し、必要に応じて「推進方針」の見直しを行います。

用語解説

※1 **世界人権宣言（P 1ほか）** 資料編に全文掲載

※2 **日本国憲法（P 1ほか）** 資料編に抜粋掲載

※3 **人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（P 2ほか）** 資料編に全文掲載

※4 **NPO（P 3）**

Non Profit Organizationの略。民間非営利活動組織などと訳され、非営利（利潤の追求や利益の配分を目的としない）で自主的、自発的な公益活動を行う。

※5 **えせ同和行為（P 8ほか）**

同和問題（部落差別）を口実として行われる不当な要求などの行為。このような、えせ同和行為自体は、同和問題（部落差別）に対する啓発や差別をなくそうとする運動とは無関係だが、同和問題（部落差別）の解決への道を妨げる一因となっていると指摘されている。

※6 **ドメスティック・バイオレンス（DV）（P15ほか）**

配偶者や恋人など親密な関係にある者、または、あった者からの暴力のこと。身体的・精神的・性的・経済的暴力等がある。

※7 **家庭の日（P15）**

「家庭の日」運動は、家庭を大切にするという趣旨で、昭和30年（1955年）に鹿児島県鶴田町（現在のさつま町）から始まった。

※8 **学習指導等支援教員（P16）**

悩みを抱える児童・生徒へ個別に生活指導、学習指導、進路指導を行うほか、人権・同和教育の研究・指導にあたるため学校に配置された教職員。

※9 **延岡地区同和教育研究協議会（P16）**

主に幼稚園・小中学校・高等学校・特別支援学校などの教職員、保育士、行政職員で組織された任意の団体で、人権教育・啓発を進めるための様々な実践活動を行っている。

※10 **教育集会所（P17ほか）**

同和問題（部落差別）の解決を促進するため、人権・同和教育の充実、生活の改善等を行う社会教育施設で、市内に3か所設置されている。

※11 **インフォームド・コンセント（P19）**

患者が医療行為の内容について医師等から十分な説明を受け、納得のうえで同意すること。

※12 **フィールドワーク（P20ほか）**

テーマに沿った場所を実際に訪ね、現地での聞き取りやアンケート調査を行うなど、その対象を直接観察し、資料などの採集を行う方法。同和問題（部落差別）においては、部落差別の現実を学ぶ視点から、実際に被差別部落とされた現地に出向き、歴史や現状、差別の解消に向けた取組などを学ぶこと。

※13 **ワークショップ（P20ほか）**

体験型講座での問題解決やトレーニングの手法。合意形成の手法として用いられることが多い。

※14 **社会教育指導員（P21ほか）**

教育委員会に配置されており、成人・女性・青少年・高齢者を対象とした教育や家庭教育、人権・同和問題のなどの内容別の社会教育に関する指導を行うほか、PTA、子ども会など社会教育関係団体の育成・相談に応じている。

※15 **ストーカー行為（P23ほか）**

特定の者に対し、一方的に好意の感情や関心を抱き、執拗深く付きまとい、相手に迷惑や攻撃、被害を与える行為を繰り返し行うこと。

※16 セクシュアル・ハラスメント（P24）

性的嫌がらせ。相手方の意に反した性的な性質の言動で、当該者の生活環境を害して不快な思いをさせること。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々な態様のものが含まれる。

※17 ワーク・ライフ・バランス（P25）

仕事と私生活を両立させるという考え方で「仕事と生活の調和」などと訳される。

※18 ライフステージ（P25）

人生におけるそれぞれの場面。人間の一生を幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに分けられる。

※19 ネグレクト（P26）

「無視する」「放棄する」が直訳。子どもについては、泣いても無視する、食事を与えない、病気なのに受診させないなど養育放棄の行為を、高齢者や病人については、必要な世話や配慮を怠ることをなどの行為をいい、児童虐待や高齢者虐待の一つ。

※20 母子保健推進員（P27）

安心して妊娠・育児・出産ができるよう、市町村長の委嘱を受けた保健師や助産師、看護師などが妊婦や乳幼児がいる母親などの対象者を訪問し、母子保健事業の各種サービスの紹介など身近な相談者として行政とのパイプ役を担うボランティア。

※21 およこの森（P27）

社会福祉法人すこやか福祉会が運営している子育て支援センター、ファミリーサポートセンター。自宅で子育てをしている母親を中心に子どもの遊び場の提供や育児相談など子育て支援、育児セミナーの開設やベビー用品のレンタル、情報紙の発行などを行っている。

※22 子育て支援アドバイザー（P27）

子育ての悩みや不安などの相談を受けたり、子育てに関する助言、育児技術や情報の提供を行う。

※23 スクールカウンセラー（P28）

不登校や学校外での様々な問題行動など、学校で児童生徒、保護者、教職員の相談に対応する臨床心理士などの専門家。小中学校や高等学校の児童生徒へのカウンセリングを始め、教職員や保護者への指導・助言、カウンセリング等に関する情報収集・提供などを行う。

※24 スクールソーシャルワーカー（P27）

いじめ、不登校、児童虐待等、児童生徒の背景にある複雑に絡みあった環境の問題に対応し、関係機関等とのネットワーク等を活用するなど課題解決を図っていく社会福祉等の専門的な知識や技術を有する者。

※25 成年後見制度（P30）

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が十分でない人を法律的に支援する制度。

※26 地域包括支援センター（P30）

平成18年度（2006年度）から介護保険法の改正により創設された機関。地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・医療・福祉・介護の向上、財産管理、虐待防止など様々な課題に対して地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取組を実践していくことを主な業務としている。

※27 地域福祉推進チーム（P30）

ひとり暮らし、寝たきり、認知症高齢者や家族が安心して暮らせるよう、地域住民ができる範囲の援助活動やふれあいを通して見守りを行うボランティアグループ。

※28 SOS徘徊ネットワークのべおか（P31）

行方不明の認知症の高齢者等の早期発見、保護を目的として延岡市社会福祉協議会が事務局となり、市と警察・消防・タクシー会社等がネットワークをつくり連絡や情報提供などを行うシステム。

※29 介護サービス情報公開制度（P31）

介護サービスの適切な利用を図るため、事業所ごとにサービス内容などを公表するなど、利用者と事業者の双方に必要な情報提供の仕組み。

※30 合理的配慮（P32）

障がい者がほかの者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を共有し、または行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう（障害者の権利に関する条約第2条より）。

※31 ノーマライゼーション（P33）

障がいの有無や年齢に関係なく、全ての人と同じ社会の中で普通の暮らしができる社会がノーマル（普通）であるという考え方。

※32 リハビリテーション（P33）

人間が何らかの原因で望ましくない状態に陥った時に、そこから救い出して元の状態に復帰させること。

※33 バリアフリー（P34）

障がい者や高齢者などが生活していく上での障壁（バリア）となるものを取り除くこと。

※34 ユニバーサルデザイン（P34）

年齢、性別、能力、言語など人々が持つ様々な特性や違いを認め合い、できるだけ全ての人を利用しやすい、全ての人に配慮した環境、建築、施設、製品等のデザインをしていこうとする考え方。

※35 国際交流員（P38）

国の制度であるJETプログラム（地方公共団体が外国青年を招致する事業）のもと、外国語教育の充実を図るとともに、地域レベルでの国際交流の進展を図ることを目的として招致された青年。

※36 外国語指導助手（P38）

小中学校や高等学校の児童生徒に生きた外国語に接する機会を提供し、外国語教育の充実と国際理解教育の向上を図るために各教育委員会から学校に派遣され授業を補助する。

※37 HIV感染症（P40）

ヒト免疫不全ウイルスの感染によっておこる疾患で、急性感染期、無症候性期、エイズ期の三つの病期に分けられる。エイズは一般的通称として、HIV感染症と同義語に用いられることがあるが、正確にはHIV感染症の終末病像の病名。

※38 ハンセン病（P40）

らい菌によって引き起こされる感染症。以前はらい病と呼ばれていた。伝染力は非常に弱く、感染しても発病はまれであり、発病しても現在の医学では治療を行えば早期完治が可能で後遺症を残すことは全くない。

※39 元患者（P40）

「回復者」という呼称もある。

※40 熊本地裁判決（P40）

熊本・鹿児島両県の国立療養所に入所していたハンセン病元患者等が、長年に渡り強制隔離され人権侵害を受けたとして、平成10年7月に熊本地裁に「らい予防法」違憲国家賠償を求めて提訴、熊本地裁は、平成13年5月11日に国の責任を全面的に認めて賠償を命じた。これに対し国は控訴しない方針を決定し裁判が確定した。

※41 QOL（P42）

Quality of Lifeの略。個人にとって生活の質の向上を図ること。人が自分の意思を持って、人間らしく、充実感や満足感（生きがい）を持って日常生活を送ることができることをいう。

※42 プロバイダ（P43）

インターネットへの接続サービスを提供する事業者等。

※43 情報セキュリティポリシー（P45）

企業や組織などが個人情報保護や機密漏えいの防止を始め、外部からの不正なアクセスやデータの不正利用を防止するため、情報セキュリティ対策の基本的な指針を示したもの。

※44 LGBT（P48）

女性の同性愛者（Lesbian）、男性の同性愛者（Gay）、両性愛者（Bisexual）、心の性と体の性に違和感がある人等（Transgender）の頭文字を取った名称で、性的少数者を総称して言われることがある。

※45 性同一性障がい（P48）

Gender Identity DisorderからG I Dということもある。平成26年（2014年）5月に日本精神神経学会は、「性同一性障がい」の診断名を「性別違和」と変更している。

※46 パワー・ハラスメント（P50）

職務上、上位にある人が、本人の意識に関わらず、その地位、及び職務上の権限を背景に人権を侵害する発言・行動で相手（部下など）に精神的な苦痛を与えること。

※47 アカデミック・ハラスメント（P50）

大学など研究教育の場において、教授や教職員がその権力を濫用して学生や部下の教員に対して行う嫌がらせを行う行為。嫌がらせを意図した場合はもちろん、意図せず行った発言・行動も含まれる。上下関係を利用した嫌がらせであるため、パワー・ハラスメントの一つと捉えることができる。

參考資料

世界人権宣言

(1948年12月10日 第3回国連総会において採択)

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保障することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再認識し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸新的措置によって確保することを努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権

利を有する。

- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であるか否かを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保護すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として、法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

（略）

第3章 国民の権利及び義務

第10条【日本国民の要件】 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条【基本的人権の享有と本質】 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条【自由・権利の保持義務、濫用の禁止、利用の責任】 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条【個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重】 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条【法の下での平等、貴族制度の否認、栄典の限界】 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条【公務員の選定罷免権、公務員の性質、普通選挙・秘密投票の保障】 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

- 2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
- 3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
- 4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第16条【請願権】 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規制の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第17条【国及び公共団体の賠償責任】 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第18条【奴隷的拘束及び苦役からの自由】 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条【思想及び良心の自由】 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条【信教の自由、国の宗教活動の禁止】 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条【集会・結社・表現の自由、検閲の禁止、通信の秘密】 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条【居住・移転・職業選択の自由、外国移住・国籍離脱の自由】 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

- 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条【学問の自由】 学問の自由は、これを保障する。

第24条【家族生活における個人の尊厳と両性の平等】 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条【生存権、国の生存権保障義務】 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条【教育を受ける権利、教育を受けさせる義務、義務教育の無償】 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条【勤労の権利・義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止】 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- 3 児童は、これを酷使してはならない。

第28条【勤労者の団結権・団結交渉権その他団体行動権】 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第29条【財産権】 財産権は、これを侵してはならない。

- 2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
- 3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第30条【納税の義務】 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第31条【法定手続の保障】 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条【裁判を受ける権利】 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第33条【逮捕に対する保障】 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第34条【抑留・拘禁に対する保障】 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第35条【住居侵入・搜索・押収に対する保障】 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

- 2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

(略)

第10章 最高法規

第97条【基本的人権の本質】 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

(略)

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年法律第147号

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

衆議院法務委員会「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議」

この法律の施行に伴い、政府は、次の点に格段の配慮をされたい。

- 1 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮し、地方自治体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 2 前項の基本計画は、「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにすること。
- 3 「人権の二十一世紀」実現に向けて、日本における人権政策確立の取組みは、政治の根底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体での課題として明確にするべきであること。

参議院法務委員会「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議」

政府は、「人権の二十一世紀」を実現するため、本法の施行に当たっては、次の諸点について格段の努力をすべきである。

- 1 人権教育及び人権啓発の推進に関する本法の基本理念並びに国、地方公共団体及び国民の責務について周知徹底を図り、特に公務員による人権侵害のないよう適切な措置を講ずること。
- 2 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、地方公共団体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 3 人権教育及び人権啓発に関する基本計画は「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにすること。
- 4 人権政策は、政治の根底・基本に置くべき重要課題であることにかんがみ、内閣全体でその取組に努めること。

右決議する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- ① 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- ② 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- ③ 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第3章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第7号、第10条及び附則第4条第1項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。
- ④ 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
 - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関（これらの機関のうちニの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ハ 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ニ 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ホ 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ヘ 会計検査院
- ⑤ 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。
 - イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）
 - ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの
- ⑥ 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定

する地方独立行政法人（同法第21条第3号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

- ⑦ 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第4条 国民は、第1条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第5条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第2章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第6条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ① 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
- ② 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- ③ 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- ④ その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かななければならない。

5 内閣総理大臣は、第3項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第3章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差

別取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第9条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第7条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第3条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

- 2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第10条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第7条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第4条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。
- 5 前3項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第11条 主務大臣は、基本方針に即して、第8条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

- 2 第9条第2項から第4項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第12条 主務大臣は、第8条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第13条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の定めるところによる。

第4章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第14条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第15条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第16条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第17条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第2項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- ① 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の団体
- ② 学識経験者
- ③ その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第18条 協議会は、前条第1項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第2項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第1項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第19条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、

協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第20条 前3条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(主務大臣)

第21条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第22条 第12条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第23条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第24条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第25条 第19条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第26条 第12条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次条から附則第6条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第2条 政府は、この法律の施行前においても、第6条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第6条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第3条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第9条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第9条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第4条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第10条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第10条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第5条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第11条の規定の例により、対応指針を

定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第11条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第6条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第7条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、第8条第2項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

(障害者基本法の一部改正)

第8条 障害者基本法の一部を次のように改正する。

第32第2項に次の1号を加える。

- ④ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(内閣府設置法の一部改正)

第9条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第4条第3項第44号の次に次の1号を加える。

- 44の2 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

目次

前文

第1章 総則（第1条-第4条）

第2章 基本的施策（第5条-第7条）

附則

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽（せん）動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をそのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

（基本理念）

第3条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第4条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(相談体制の整備)

第5条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。
(教育の充実等)

第6条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。
(啓発活動等)

第7条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

(目的)

第1条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第4条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第6条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院法務委員会における附帯決議（平成28年11月16日）

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

参議院法務委員会における附帯決議（平成28年12月8日）

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。
- 二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。
- 三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民の基本的な人権を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法はもとより、部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）等の関係法律の理念に基づき、部落差別をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、性的少数者等へのあらゆる差別（以下「あらゆる差別」という。）は決して許されるものではないとの認識の下、あらゆる差別の解消を図るために必要な事項を定めることにより、すべての市民の人権が尊重される社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 あらゆる差別の解消を図るための施策は、すべての市民が等しく基本的な人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念に基づき、あらゆる差別を解消することの必要性に関し市民一人ひとりの理解を深めるよう努めることにより行われなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、国及び県との適切な役割分担を踏まえて連携を図りながら、あらゆる差別の解消を図るための施策を行うとともに、市民の人権意識を高めるよう努めるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、基本理念に基づき、市民相互に基本的な人権を尊重し、自らも人権意識を高めるよう努めるとともに、市が行うあらゆる差別の解消を図るための施策に協力するものとする。

(推進方針の策定等)

第5条 市は、第3条に規定する施策を行うにあたり、延岡市人権教育・啓発推進方針（以下「推進方針」という。）を策定する。

2 推進方針に、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 人権教育及び人権啓発に関すること。
- (2) 人権相談体制に関すること。
- (3) 人権施策の推進体制に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、あらゆる差別の解消を図り人権が尊重される社会の実現に関すること。

3 市は、推進方針の策定にあたっては、市民の意見を反映させるために必要な取組を行うものとする。

4 市は、社会情勢の変化等により必要が生じたときは、推進方針を見直すものとする。

(調査の実施)

第6条 市は、推進方針に基づく施策を効果的に行うために、国等が行う調査に協力するとともに、必要に応じて、人権に関する市民の意識調査等を行うものとする。

(教育及び啓発の実施)

第7条 市は、推進方針に基づき、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、あらゆる差別の解消を図るための教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第8条 市は、推進方針に基づき、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、あらゆる差別に関する相談に誠実に応じるために必要な相談体制の充実を図るよう努めるものとする。

(推進体制の充実)

第9条 市は、推進方針に基づく施策を効果的に行うために、国、県等と連携を図るとともに、推進体制の充実を図るよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第10条 市は、あらゆる差別の解消を図るための施策を行うにあたり、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、必要な財政上の措置を行うよう努めるものとする。

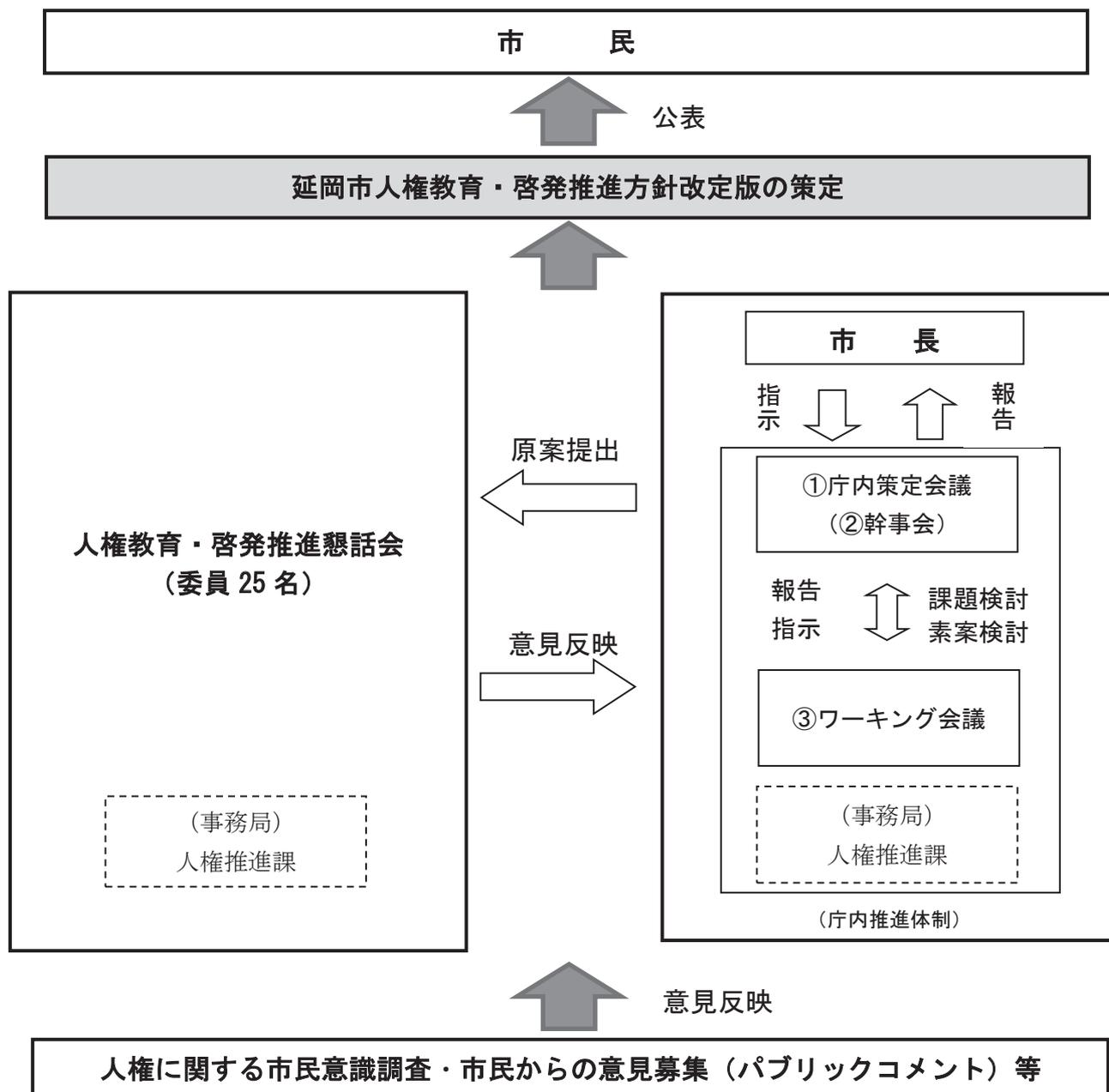
(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

延岡市人権教育・啓発推進方針改定版の策定体制



(参考) 庁内推進体制

① 庁内策定会議 (構成：企画部長及び構成課室 (25課室) の課室長)

② 幹事会 (構成：構成課室 (10課室) の課室長)

③ ワーキング会議 (構成：庁内策定会議の構成課室の担当係長)

(構成課室) * 課室名の前に○印がある課室が幹事会構成課室

企画課、○人権推進課、○男女共同参画推進室、情報政策課、○総務課 (国際交流推進室)、職員課、市民課、生活環境課、○高齢福祉課、介護保険課、○こども家庭課、○障がい福祉課、健康増進課、○健康長寿のまちづくり課、地域医療対策室、○工業振興課 (人材政策・移住定住推進室)、建築住宅課、北方総合支所地域振興課、北浦総合支所地域振興課、北川総合支所地域振興課、教育委員会総務課、○学校教育課、保健体育課、○社会教育課、消防本部総務課

延岡市人権教育・啓発推進懇話会規則

(設置)

第1条 本市の人権教育及び人権啓発に関する施策を実施するにあたり、広く市民の意見を聴くため、延岡市人権教育・啓発推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について協議等を行い、本市に対する提言、助言等を行う。

- (1) 人権に関する条例に関すること
- (2) 延岡市人権教育・啓発推進方針に関すること
- (3) 人権に関する市民意識調査に関すること
- (4) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 懇話会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 人権問題に関し識見を有する者
- (2) 教育関係者
- (3) 保健、福祉、労働関係者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会は、必要に応じて市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、企画部人権推進課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（施行期日）

この規則は、平成31年3月12日から施行する。

延岡市人権教育・啓発推進懇話会委員名簿

(敬称略)

| | 分野 | 氏名 | 団体名・職名 | 備考 |
|----------|----------------|----------------|---|-----|
| 人権問題 | 女性 | 古本政子 | のべおか男女共同参画会議21会長 | |
| | 子ども | 佐藤美奈子 | 学校法人純心学園認定こども園東幼稚園PTA副会長 | |
| | | 林田玲子 | 延岡市PTA連絡協議会事務局 | |
| | 障がい者 | 富山和子 | NPO法人延岡市しょうがい者大輪の会理事 | |
| | | 安藤宗人 | 宮崎県手をつなぐ育成会延岡支部支部長 | |
| | 高齢者 | 繁本忠男 | 公益社団法人認知症の人と家族の会宮崎県支部世話人 | |
| | 同和問題 (部落差別) | 木原慎吾 | 部落解放同盟宮崎県連合会延岡支部支部長 | |
| | 外国人 | 李亭 | 宮崎県北地区日中友好交流推進会理事 | |
| 性的少数者 | 太田由美子 | LGBTのべおか親子の会会長 | | |
| 関係機関・団体等 | 学識経験者 | 比佐博彰 | 九州保健福祉大学教務部長(薬学部教授) | |
| | 労働部門 | 黒木清 | 延岡商工会議所専務理事 | |
| | | 木下孝志 杉崎敦 | 連合宮崎県北地域協議会事務局長(～R元.10.31) 連合宮崎県北地域協議会事務局長(R元.11.1～) | |
| | 教育部門 | 釘宮剛 | 延岡市小・中学校校長会(延岡市立南小学校校長) | |
| | | 花岡清蔵 | 延岡地区同和教育研究協議会会長 | |
| | 人権擁護部門 | 鳥原陽子 | 延岡人権擁護委員協議会常務委員 | |
| | 保健部門 | 工藤裕子 | 宮崎県延岡保健所次長(技術担当) | |
| | 介護・福祉部門 | 溝田輝男 | 延岡市社会福祉協議会事務局次長兼総務課長 | |
| | | 野中賢一 | 延岡市民生委員児童委員協議会会長(～R元.11.30) 延岡市民生委員児童委員協議会顧問(R元.12.1～) | 会長 |
| | | 松林弘憲 | 恒富南地域包括支援センター所長 | |
| | 行政機関 | 岩元和男 新竹和則 | 宮崎地方法務局延岡支局長(～R2.3.31) 宮崎地方法務局延岡支局長(R2.4.1～) | 副会長 |
| | | 平田美加子 | 延岡公共職業安定所統括職業指導官 | |
| | | 中澤紀代美 寺原美保子 | 宮崎県延岡児童相談所所長(～R元.9.30) 宮崎県延岡児童相談所所長(R元.10.1～) | |
| | | 榎本浩之 小嶋雅史 | 宮崎県教育庁北部教育事務所所長(～R2.3.31) 宮崎県教育庁北部教育事務所所長(R2.4.1～) | |
| | 秋吉ますみ | (公募委員) | | |
| | 後藤徹一 | (公募委員) | | |

延岡市人権教育・啓発推進方針改定版

延岡市 企画部 人権推進課

〒882-8686 延岡市東本小路2番地1

電 話 0982-22-7002

F A X 0982-22-7061

jinken@city.nobeoka.miyazaki.jp